

京丹後市総合計画
後期基本計画

(中間案)

平成21年10月

目 次

第1章	ひと・もの・ことが行き交う交流経済都市	1
1	定住の促進	
2	農林業の振興	
3	漁業・海業の振興	
4	商工業の振興	
5	観光の振興	
6	京丹後ブランドの販売戦略	
第2章	暮らしの中でいのちが輝く環境循環都市	15
1	自然環境の保全と創造	
2	新しいエネルギーの導入と活用	
3	ごみ・廃棄物対策	
4	循環型社会の構築	
第3章	生きる喜びを共有できる健やか安心都市	22
1	市民主体の健康づくりの推進	
2	医療保険制度の一層の充実	
3	患者本位の医療体制の充実	
4	支えあい、助けあいの地域福祉の推進	
5	共に生きる障害者福祉の充実	
6	安心して暮らせる高齢者福祉の充実	
第4章	次代を担う若い力が活躍できる生涯学習都市	35
1	子育ての支援	
2	学校教育の充実	
3	若者の育成	
4	社会教育・スポーツの充実	
5	歴史文化遺産の保全と活用	
第5章	共に築き、結び合うパートナーシップ都市	44
1	地域コミュニティの強化	
2	協働と共創のまちづくりの推進	
3	人権の尊重	
4	男女共同参画の推進	
5	国際交流と地域間交流の推進	
6	文化芸術活動の振興	
第6章	災害に強く、快適で暮らしやすいうるおい安全都市	54
1	適正な土地利用の推進	
2	道路ネットワークの整備	
3	河川・海岸・港湾の整備	
4	住宅の供給と安心できる住環境の整備	
5	地域交通の確保	
6	上下水道の整備	
7	防犯交通安全の推進	
8	消防・防犯体制の強化	
9	地域情報化の推進	
第7章	計画推進のために	
	効率的な行財政運営の推進	73

第1章 ひと・もの・ことが行き交う交流経済都市

1 定住の促進

「現況と課題」

平成21年10月1日現在の本市の推計人口は59,760人と、約82,000人強(S30国調)あった昭和30年以降減少の一途をたどっています。人口減少の主な要因は、人口流出(転出人口が転入人口を上回る)に歯止めがかからないうえに、少子化の進行による出生数の低下です。

地方都市における人口減少は、消費者の購買力や需要の減退に伴う地域の商工・サービス業の衰退に影響し、また産業の担い手不足など、都市部との経済格差の拡大の要因となるばかりか、集落の自治機能をはじめとしたコミュニティの活力低下、また消防団・自警団組織における慢性的人手不足、山林や農地の荒廃など様々な分野に影響を及ぼすことが懸念されており、さらには集落の消滅といった状況にまで至る要因ともなり、本市においてもこれらの悪影響が徐々に顕在化しています。

15歳以上の市民を対象に実施したアンケートで、将来も京丹後市に住み続けたいかを聞いたところ、「転出したい」と答えた方は全体では5%と低いものの、30歳未満の年代では13%、最も若い20歳未満の年代に限ると22.1%を占めました。また、これら若年層が転出したいと思う理由としては「希望する仕事・就職先が無い」が最も多く、次いで「進学のため」「育児・教育環境が悪い」などがあげられています。

このことは、市民が「経済・雇用環境」「育児教育環境」に対して不安や不満を感じている表れであり、人口流出を防ぐためには「雇用の場づくり」や「子育て・教育環境の充実」が必要であることが分かります。

一方でIターン者への聞き取り調査^{*}では、自然環境の豊かさ、地域の受け入れ体制が良かったことを評価した移住者もおられます。

市では、「仕事・雇用の確保」が定住促進のための最重要課題であると認識し、起業の支援、ものづくり人材の育成、新工業団地の整備など企業立地にむけた取り組みや伝統ある丹後ちりめん産業の振興などの工業の育成支援、第一次産業の担い手育成や農地・漁港施設の基盤整備などによる農林水産業への支援、豊富な歴史・自然資源と「ここならではの」食材などの魅力を十分に生かす観光産業の育成支援を進めています。

今後もこれらの施策を着実に推進し、就業・雇用の場を確保することにより、市内で育った若者がそのまま定住できるよう、さらには市外からの転入者の増加を図ることが必要です。

また、移住者やU/Iターン者の住居確保策として、宅地建物取引業者との協働による「定住空き家情報バンク制度」の充実を図り、良質な物件情報にあわせてきめ細かい地域情報の提供体制を構築します。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等(備考)
高校生の地元就職率を高めます	地元就職率	%	6.7	H17	8	H20	10	市内高等学校卒業生 市内就職分
就業人口の増加をめざします	就業人口	人	34,797	H12	33,111	H17	35,000	国勢調査(H17)
新しい市民を増やします	転入世帯数	世帯	850	H16	390	H19	900	
	空き家情報バンク閲覧者数	人	新規	--	0	H20	2,500	

^{*}平成18年度定住促進対策プロジェクトチーム実施

「施策方針」

（１）定住・移住対策の推進

すべての世代が男女を問わず参画できる地域活動やまちづくり活動への支援の充実に努め、子育てをしながらでも働きやすい、若者にとって快適な環境づくりに努めます。

また、市外からの移住を促すよう、豊かな自然環境に親しみながら生活できる京丹後生活スタイルのPRを推進するとともに、宅地建物取引業者との協働による定住空き家情報バンクの運営や空き家改修支援制度の検討を行います。

近年は民間事業者による宅地開発事業が活発に行なわれていることから、それらの開発事業に対し適切な指導を行なうことなどにより優良な宅地の確保を図ります。

（２）雇用促進対策の推進

あらゆる産業の振興を図ることにより就業・雇用の確保を図ります。そのために、農林水産業・商工業の経営者、技能者、技術者の育成支援策の強化に努めるとともに、工業団地の整備と企業誘致を推進します。また、経済波及効果の高い観光産業の振興を図ります。

さらに、若者が地元の産業や企業に関心を持ち、自分がやりたい職業を地元で発見できるよう、企業、事業者やハローワークなどの各関係機関との連携により、中高校生等を対象に地元の職業を学ぶ機会づくりを推進するなど、若者の地元就職活動の支援に努めます。

「主要事業」

- ・ 起業支援事業
- ・ 工業団地造成事業
- ・ 後継者育成支援事業
- ・ 空き家情報バンク運営事業

2 農林業の振興

「現況と課題」

＜農業・農村＞

農地面積 5,090ha（平成 18～19 年京都農林水産統計年報）を有する本市の農業は、本市の産業の中でも重要な地位を占め、水田農業および海岸部砂丘農地や国営開発農地、転作水田でのハウス栽培などの畑作農業が展開されています。

市の農業生産額は、米、野菜、果樹、乳用牛の順となっていますが、ハウス導入事業により花卉の生産額も近年伸びて来ています。中でも、丹後の気象・環境条件のもとで栽培される「丹後産コシヒカリ」は、全国食味ランキングにおいて平成 19 年、20 年の 2 年連続で通算 7 回目の「特 A」に評価されたおいしい米です。今後も、市内全域での食味向上を図る取り組みにより「特 A」産地という評価を継続的に受けるとともに販売・流通対策の確立が急務となっています。

また、植栽面積 512ha と日本最大級の規模を有する国営開発農地では、加工契約野菜・葉タバコを中心に、甘藷・採種作物・飼料作物・果樹等の栽培のほか、新しい基幹作物として茶の栽培に取り組み、栽培面積も葉タバコに迫るまでに拡大しています。すでに収穫・販売が始まり、茶業界からの高い評価も受けており、引き続き品質向上のための条件整備を行っていく必要があります。

本市の農産物は米・茶以外でも、品質面で市場から高い評価を得ており、地域ブランド化を推進していますが、すでに「梨」については、一定の糖度以上のものを「京たんご梨」というブランド名で販売し、消費者の人気の高い特産物となっています。

畜産は、乳用牛・肉用牛・採卵鶏・ブロイラーなどが飼養されていますが、家畜排せつ物法の施行により畜産環境の改善と地域環境の保全が義務付けられたことから、排泄物を地域資源循環型農業のサイクルに組み込んで有効利用する必要があります。

一方、中山間地域のみならず平野部においても、野生鳥獣による農作物への被害の拡大により農業経営の意欲が低下し、そのために耕作放棄地が増加する傾向にあることから、野生鳥獣被害防止および耕作放棄地対策の強化が求められます。

このほか、住環境と調和した基盤整備・環境整備の推進や農村の自然や景観を守る地域協働活動の推進、地域資源の利活用、都市部に対する新しい情報の発信や都市住民との交流により地域の活性化を図る取り組みが求められています。

＜林業・森林保全＞

森林は建築資材の供給などの経済面だけでなく、治山治水などの防災機能、水資源の涵養、生活環境の保全等の公益的機能が大きく、特に近年は、地球温暖化防止機能にも注目されており、その保全育成が急務となっています。

一方、林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要と価格の低迷、労働力の不足、高齢化、有害鳥獣による食害等により、林業生産活動が全般にわたり停滞し、森林の持つ機能が充分発揮されていないのが現状です。

このため、森林の持つ多様な公益的機能の確保とともに森林資源の多面的な利活用および保全に向けて、森林環境の改善や林業基盤の整備を計画的に実施する必要があります。

また、松くい虫被害により森林景観が侵されており、その被害は市内全域に拡大し壊滅的な状況にあります。特に海岸線沿いの松林は、風致景観としても重要であることから、その早急な保全対策が必要です。

さらに、森林の基盤である荒廃した林地の再生や森林の計画的な間伐を進めるなど災害に強い森林づくりや治山、治水対策を進めます。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
担い手を育て、荒廃農地半減をめざします	認定農業者数※ （経営体個数）	個	148	H16	154	H20	157	農業農村振興ビジョン 目標値：160（H29）
	荒廃農地※	ha	384	H16	141	H20	135	生産調整現地確認数値
売れる米づくりをめざします	年間の米総生産量	t	14,270	H16	12,950	H19	15,000	
	特別栽培米生産量	t	新規	--	1,865	H20	2,500	目標作付面積：500 ha
	府内における市内産の生産割合（京丹後市/京都府）	%	13	H16	17	H19	18	
多収益農産物を育てます	年間1億円以上の農産物	種	7	H15	13	H20	14	
野生動物の適正な保護管理による農業被害額の削減	有害鳥獣による農業被害額	千円	新規	--	59,000	H20	43,000	

「施策方針」

<1> 農業の振興

（1）担い手対策の推進

農業従事者が他産業並みの所得を得ることを目指し、認定農業者に農地の50%を経営集積することを目標に、経営能力の優れた担い手の育成を推進します。また、農業生産法人等の設立・育成についても支援に努めます。

さらに、再ほ場整備により大規模経営が可能な優良大規模区画農地を整備し、大型・機械化農業生産を確立させ、あわせて農地の流動化*と農作物団地化を推進することにより、所得の面で魅力ある農業を実現し、新規担い手の確保・育成を図ります。

また、農道・水路の維持管理や水田のもつ他面的機能を生かすためにも、効率的かつ安定的な農業経営をめざした地域単位の集落営農に取り組み、農地の保全と集落機能の活性化を図ります。

（2）水田農業の振興と米の有利販売体制の確立

水稻栽培においては、有機質肥料等の投入や統一した栽培方法を推進することにより、市内全地域で品質（食味）向上を図り、丹後産コシヒカリのブランド化を一層推し進めます。

加えて飼料用米や加工用米の生産などによる水田のフル活用を推進します。

また、今後ますます産地間競争が激化することから、品質管理はもちろん、消費者との交流機会の創出やインターネット販売による直販等の多様な販売ルートの確立をはじめとする有利販売対策の強化を図ります。

（3）中山間地の保全対策の推進

多面的な機能をもつ中山間地域の保全に努めるため中山間地域直接支払制度を引き続き継続し、中山間地域の耕作放棄の発生防止および農業生産活動等の維持継続を図ります。

また、過疎高齢化の進む中山間地域における農地・農業用施設・農村環境の保全と集落再生を支援する取り組みを強化します。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業のスペシャリストとして市町村が認定した農業者

※農地の流動化：農業経営に意欲的な認定農業者などの担い手に農地を貸したりむっすり、農作業を委託したりして、農地の有効活用を図り効率的かつ安定的な農業経営を確立すること。

(4) 国営開発営農の振興

担い手の高齢化、後継者不足問題の解決のため、市独自の農業後継者支援策の創設や京都府補助事業等の最大限の活用により、農業企業体の参入およびＩターン・Ｕターン・地元在住者の別を問わず積極的に新規入植者の確保および育成に努めます。

また、耕作地の土壌改良を図るため、計画的なブロックローテーション※および緑肥栽培※や良質堆肥の投入による地道な土づくり対策の実施を推進します。

あわせて、関係機関と一体となって、花卉や茶をはじめとする収益性の高い新規作物の導入・育成の支援に努めます。

(5) 畜産の振興

BSE問題、鳥インフルエンザの発生に端を発して、食の安全・安心に対する消費者の関心は高まっていることから、生産現場のより一層の安全管理体制および発生時の危機管理体制の強化を推進します。

また、畜産機械の導入や生産設備の近代化による経営基盤の強化対策を進めることにより、効率的かつ安定的な畜産経営の確立を図るとともに、稲ワラや飼料稲等自給飼料の利用促進や家畜糞尿の堆肥化による適正処理を推進します。

また、肉用牛の放牧による荒廃農地の活用と鳥獣害防止の取組を支援します。

(6) 特産品とブランド化の推進

施設園芸の導入や情報発信などの支援により、京丹後野菜や果物のブランド化・特産品化を推進し、農業生産所得の向上を図ります。また、都市へのPR活動、直売所を活用した地産地消、アンテナショップ販売店等の開設の検討など、農産物の直販体制の確立を支援します。

(7) 快適な農村生活環境の創造

農村環境計画に基づき、動植物の生態系等の自然環境や歴史・文化等の資源を生かし、それらと生産性および生活環境の向上が調和した農業・農村整備を推進します。

また、農業生産基盤の整備とあわせ、地域の活性化施設、公園、防災施設等の生活環境基盤の整備を一体的かつ総合的に行い、安らぎとゆとりのある農村の居住空間を創造します。

(8) 都市農村交流の推進

都市農村交流事業を通して農山村の活性化を図るため、各交流施設管理者および農家・地域住民・京丹後市農山漁村体験型旅行協議会が連携して、都市住民に対して常に新しい情報の発信を行い、あわせて地域性を生かした施設の整備を進めることにより、家族や少人数の団体客の受け入れ態勢の確保および旅行者と提携できる体制づくりに努めます。

また、農業・農村の多面的な価値を発揮できるまちづくりのため、農園付き貸し別荘や農家民宿による農作業体験、市民農園の開設により、グリーンツーリズム※の推進を図ります。

※ブロックローテーション：作物生産性の向上のため、地区全体を数ブロックに区分し、順次移動させる集団転作方法

※緑肥栽培：緑色の生きている植物を農地土中にすき込んで肥料とすること。マメ科の植物が用いられる。

※グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

(9) 足腰の強い農業・農村の基盤づくり

農地等の多面的機能の確保と国土保全に資するため、谷地田等の小規模なほ場整備や農業用施設の延命化を推進します。あわせて、耕作放棄地発生要因の一つである鳥獣害に対し、猟友会会員増や捕獲檻増設による捕獲強化、地区等が設置する防除施設の設置支援、野生鳥獣との共生を目指した緩衝帯の設置の取り組みなどを実施し、鳥獣被害の軽減を図ります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業等により、農業用施設の適切な管理や小規模な土地改良施設の改修・改良、農村の自然や景観などを守る地域共同活動を推進し、地元集落や営農組合の自主・自立を促進し足腰の強い農業農村基盤の確立を図ります。

(10) 地域資源の利活用

稲ワラや飼料稲などの自給飼料の利用促進や、生ごみや食品廃棄物、家畜糞尿の堆肥化による有機資源の有効利用等を図り、資源循環型農業の推進に努めます

また、捕獲した猪・鹿といった有害鳥獣については、これまで埋設処分していましたが、解体処理を行うことにより、食肉加工を行うなど有効利用に努めます。

<2> 林業の振興

(1) 森林整備の推進

良質材の生産に不可欠な枝打ち、間伐等の保育施策を促進するとともに、地球温暖化防止機能など森林の持つ多様な公益的機能の確保に資するため、針葉樹と広葉樹のバランスに配慮した森林形態づくりを進めます。

(2) 森林環境の保全

国・府等、関係機関との連携強化のもと、広葉樹の立ち枯れ対策や里山放置竹林の整備などを推進するとともに森林環境教育、健康づくりの場等として幅広い森林の活用を図ります。

また、保全を要する松林については虫害の徹底防除に努めるとともに、海岸線の防風・防砂林の松については抵抗性松^{*}の植栽を進め、防災機能および景観の維持を図ります。一方、内陸部においては松以外の樹種への転換を推進し森林の機能回復に努めます。

(3) 林業の特産品振興と活用

木・竹を活用した木炭・竹炭、木材のチップを活用した堆肥、椎茸などのキノコ栽培などの木材以外の林産品の生産を促進するとともに林産物・特産品の生産者グループの育成に努め、あわせて新たな林産物・特産品開発および生産拡大に向けた支援対策の充実を図ります。

さらに、間伐材の利活用を市域に普及・宣伝することにより木材の需要拡大を図るとともに、森林学習の推進に努めます。

(4) 林道の整備と活用

広域林道（丹後縦貫林道）の整備を促進し、スイス村、碓高原牧場、太鼓山風力発電施設などの観光資源のネットワーク化により地域の活性化を図ります。

また、森林の利活用・保全に必要な作業路を計画的に整備、管理します。

(5) 治山・治水の推進

災害に強い森作りや水源涵養のため、荒廃林地の保全、林地の土砂流出防止対策、不用林の間伐、倒木処理を計画的に進めます。

^{*}抵抗性松：マツノザイセンチュウに対して体制を持つなど通常の松より強い耐性を持つ松

「主要事業」

- ・ 認定農業者育成事業
- ・ 集落営農推進事業
- ・ 農業生産法人※等支援事業
- ・ 担い手育成支援事業
- ・ 中山間地域等直接支払制度推進事業
- ・ 施設栽培導入支援事業
- ・ 茶業振興対策事業
- ・ 農産物物流対策事業
- ・ 農村振興総合整備事業
- ・ 緑の公共事業
- ・ 遊休農地活用事業
- ・ 丹後縦貫林道整備事業
- ・ 農業用排水路改修事業
- ・ ほ場整備、再ほ場整備事業
- ・ 農業用河川工作物応急対策事業
- ・ 農業総合地図情報システム整備事業
- ・ 土地改良施設維持管理適正化事業
- ・ 小規模土地改良事業
- ・ 畜産振興事業
- ・ 地域循環型農業支援事業
- ・ 農地流動化対策事業
- ・ 農業技術者協議会活動促進事業
- ・ 農業振興地域整備計画策定再編事業
- ・ 農業生産法人等育成緊急整備事業
- ・ 農地・水・環境保全向上対策事業
- ・ 都市農村交流事業
- ・ ふるさと共援活動支援事業
- ・ 里力再生事業
- ・ 農村災害対策整備事業
- ・ ため池等農地災害危機管理対策事業
- ・ 小規模治山事業
- ・ 市行造林事業
- ・ 有害鳥獣対策事業
- ・ 地域農業モデル事業
- ・ 製茶工場増設事業（Ⅱ期工事）

※農業生産法人：農地の所有権や賃借権が認められる法人。農地法に定める一定の要件を満たす農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社の5種がある。

3 漁業・海業の振興

「現況と課題」

京丹後市の水産業は、「漁獲量の減少」「輸入水産物の増加による魚価の低迷」「漁業就業者の高齢化と後継者不足」などの課題を抱え厳しい状況にあります。また、近隣市町も同様の課題を抱えていることから、漁業協同組合の経営基盤の強化や健全な発展のために、府内の漁業協同組合の合併に向けた協議が進められています。

海面漁業については、13の漁港が漁業活動の基盤としての役割を担っていますが、消費者に新鮮な魚介類を安定的に届け、漁業者がより安心・安全に漁業活動が行えるための漁港漁場および関連施設の整備が必要となっており、現在、市内の2漁港で長期的な漁港漁場整備事業が進められています。

また、水産資源の保全を目的に、「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を進めるための放流や中間育成などの栽培漁業、乱獲による枯渇防止のための資源管理に取り組んでおり、あわせて、海・海岸・漁港の多面的な価値（レクリエーション空間、癒し効果）を貴重な資源として活かす方策にも取り組んでいます。

一方、内水面（河川）漁業については、3つの水域で、あゆ、うなぎ、あまご等の種苗を放流し、水産資源の増殖・確保を図り、遊漁者に対して健全なレクリエーションの場を提供しています。

消費者の「食」に対する要望や要求が厳しくなる中で、今後は、鮮度保持や殺菌処理に重点を置いた安心安全な魚介類を提供するだけでなく、「丹後の魅力」として「間人ガニ」「久美浜のカキ」に続く特産品づくりが必要です。

近年、京丹後市で豊富に水揚げされるサワラを水産業活性化の資源と位置づけ、「京丹後サワラ」の地元消費の拡大と特産品化に取り組んでいます。これらの水産資源を有効に活用し、商業や観光産業、教育分野との連携を深め、新たな食文化の創造による「丹後の魅力」発信および地産地消の拡大が求められています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
組織、後継者の確保に努めます	漁業組合員数	人	387	H15	330	H20	400	
特産品の生産、販売を進めます	カニ漁獲量	t	84	H15	70	H19	100	
	カキ漁獲量	t	12	H15	10	H19	15	
	クロアワビ養殖生産量	kg	新規	--	200	H20	1,500	

「施策方針」

（1）安全で多面的に貢献できる漁港・周辺整備

漁港は、漁業生産の基地として最も重要な施設であり、そのために、漁港や漁場はもとより、外郭施設の整備を計画的に推進します。

（2）漁業経営基盤の強化

漁業協同組合の基盤強化を促すとともに、海産物の加工技術・設備の充実や四季を通じた地域性のある海産物の開発などによる特産品のブランド化を進めることで競争力を高める取り組みを支援し、食材・土産物として安定的に供給できる生産体制の確立を図ります。

また、経営者への支援制度（漁船の維持管理など負担の大きい漁業就業者への支援等）の充実を図ります。

（3）つくり育てる漁業の推進

海の生産力を効率的に利用するため、水産資源の保全を積極的に図ります。

そのために、資源の管理と育成、栽培漁業の推進、藻類資源の増殖、魚礁・漁場の整備などの水産資源の管理保全体制の確立を支援します。

(4) 新鮮で安全な水産物の提供

鮮度保持や殺菌処理の施設整備などの、新鮮で安全な丹後の水産物を安定的に供給できる生産体制づくりを促進するとともに、従来の流通形態に加えて直売や朝市などによる消費者および来訪者に対する直販体制の拡大などの魚食普及と消費拡大につながる流通販売体制の改善対策を支援します。

(5) 担い手の確保育成

新規就業者の漁業施設整備のための支援や新規就業者を雇用した場合の支援により、担い手の確保育成に努めます。また、漁業者や漁業者団体と連携して、小中学生の漁業体験教室の開催など、子どもたちが早くから漁業に親しむ環境づくりを進めます。

(6) 自然と調和した内水面漁業の推進

多自然川づくりを基盤に、豊かな水生生物・魚類の生息が可能となるよう河川環境の保全に努め、資源の増殖育成をはじめ、生産活動や遊漁事業を総合的に支援するシステムづくりを推進します。

(7) 「^{うみ}海業」の推進

海、海岸、漁港の持つ多面的な価値を活かした産業・経済活動を「^{うみ}海業」と位置づけ、漁村特有の文化や町並み、風土の持つ魅力の再発見と保全およびその活用を図り、漁村における特徴ある水産業の育成に努めます。

特に、漁業と観光業や商工業等の他産業との連携による、豊かな自然環境を積極的に活用したブルーツーリズム[※]を推進し、干物づくり、定置網、地びき網等の観光漁業メニューを提供する総合的な受け皿づくりを進め、都市住民、消費者との交流の機会を創出します。

「主要事業」

- ・ 漁港・漁場整備事業
- ・ 水産物市場設置事業
- ・ 漁業経営基盤強化事業
- ・ 資源管理型漁業推進事業
- ・ 内水面漁業支援事業
- ・ 海事業推進事業
- ・ クロアワビ養殖実証事業

※ブルーツーリズム：青い海が広がる漁村地域で、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

4 商工業の振興

「現況と課題」

＜商業＞

かつて本市の商業活動の中心であった各町の市街地に形成された商店街では、近年の小売商業の形態や消費者の購買ニーズの変化に対応できず、また、後継者不足や新規開業も見込めないなどの要因もあり空き店舗が増加しています。一方で、モータリゼーションの進展もあって、商業エリアは国道バイパス周辺などの郊外で拡大が進んでいます。

このような状況の中で、平成 19 年には市内商店での消費促進を図るため、京丹後市商工会合併記念商品券事業（プレミアム商品券の発行）が実施されるとともに、平成 20 年から御旅商店街（峰山町）が復活に向けた活動を積極的に行っています。

このような地域に密着した商店街には、移動手段を持たない高齢者を対象としたサービスなど、その地域の人々にきめ細かいサービス提供が出来る商店街づくりによって魅力を高める取り組みが求められており、また、空き店舗についてもグループホーム等の福祉施設による利用や低家賃で貸し出しを行なうチャレンジショップ*など、それぞれの立地条件や特徴を生かした商店街づくりを行なう必要があります。

また、近くに学校等があり、若者の往来が頻繁な地区においては、若者を対象とした店舗づくりなども研究していく必要があります。

＜工業＞

丹後の発展を担ってきた丹後ちりめんを中心とする織物業は、和装需要の減退や個人消費の減少、海外製品の増大により、昭和 48 年の 996 万反を頂点に、現在ではその約 6.5%の生産数量に、また織機台数においても昭和 51 年の 4.7 万台を頂点として、その約 12%まで減少しています。そうした中で、ちりめんの新しい利活用を図る製品の開発や、丹後ファッションウィークの開催などのあらたな市場の発掘も進められています。

戦後、急速な発展を遂げた機械金属工業は、丹後の「ものづくり」を支えていると同時に、雇用創出の面からも大きな貢献をしていますが、海外との価格競争の激化に加え、世界金融危機による百年に一度の不況と呼ばれる状況の中で、厳しい状況にあります。

そうした中、平成 19 年度に企業立地促進法にもとづく「京丹後地域における基本計画」を策定し、織物業と機械金属加工業（いずれも関連業種含む）の集積を促進することとし、これに基づき平成 20 年には「丹後・知恵のものづくりパーク」がオープンし、新しい産業おこし、人材育成および中小企業の総合的支援が行われています。

工業の活性化のためには、これまでの技術を活かしながら、さらなる技術研究・開発に努めるとともに、地域内外の工業の技術力との融合により、既存製品の価値をさらに高めるとともに、さらなる付加価値の創出を図っていくことが必要であり、また他産業との事業連携も考えられる中、技術革新に対応する高度な技術を収得できる学習機会の拡充や異業種交流の場の充実を図る必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度 目標値	説明等（備考）
商業の販売力を 高めます	年間販売額	百万円	104,050	H16	101,441	H19	120,000	商業統計
	購買力流出率*	%	79	H16	84	H19	100	商業統計
工業の生産力を 高めます	工業従業者 1 人当 り出荷額	千円	13,956	H15	16,659	H19	20,000	工業統計
	事業所数 (従業者 4 人以上)	件	282	H15	230	H19	350	工業統計

※チャレンジショップ：商店街の空き店舗対策として、行政・商工団体などが空き店舗の一部を店舗開設希望者に期間限定で賃貸する事業。

※購買力流出率：地域内年間小売販売額÷潜在購買力（潜在購買力＝地域内人口×都道府県年間小売販売平均額）

「施策方針」

(1) 新たな産業おこしの推進

「ものづくり」の先進地として、織物や金属加工など匠の技を見直し、あらたな産業創造の芽を育てるための人材育成、経営、起業支援対策の充実を図るとともに、近隣地域や大都市などの先進地、さらに他産業との連携・交流の機会づくりに努めます。

(2) 各産業の連携の強化（四位一体型）

農工商観の四位一体をめざして、農林水産業と商工観光業との連携、人材交流をはじめ、調査研究や合同産業イベントの開催、商品・ブランド開発、販売戦略など、さまざまな連携事業を効率的に推進します。

(3) 工業団地の造成と積極的な企業誘致

既存の工業団地の完売により、大宮町森本地区に市内最大規模となる（仮称）森本工業団地の造成を実施しており、その早期完成を目指します。

また、あらたな工業団地の適地調査を行うとともに、企業立地促進法にもとづく施策の実施・優遇施策の活用や職員全員営業マン活動により積極的な企業誘致に取り組むことで、若者定住を促進し、新規雇用の創出を図ります。

(4) 産学官による研究・開発体制の確立

企業経営、技術革新に対応できる人材の育成を視野に入れ、大学等との連携による技術研究・技術開発体制のさらなる充実を図ります。また、都市部の企業との技術研究・提携を進め、付加価値の高い製品開発の支援体制の強化を図ります。

(5) 商店街の再生

商業サービスの核となる中心市街地の整備を推進するとともに、消費者および商業者にとって利便性の高い、魅力ある商店街への再整備の取り組みを支援し、あわせて空き商店・店舗を有効に活用した「にぎわいの場づくり」を図るための制度の充実に努め、若者や高齢者が気軽に立ち寄れる商店街づくりを支援します。

また、魅力ある商店街づくりを担う商工団体や商業者に対して、経営改善や新規事業展開などへの支援体制の強化に努めます。

(6) 新・丹後ちりめん産業の総合的な振興

丹後ちりめんを中心とする織物業の振興策として、従来から行なっている和装振興策や洋服地としての展開の支援に加え、養蚕業・流通業と連携した純国産をめざす取組の推進および新たな産業素材としての付加価値の創造、伝統技術を生かした新素材の活用など、新たな可能性への挑戦を促進します。

(7) Buy^{ばい}丹後（地元消費）の推進

市民の誰もが「Buy^{ばい}丹後」の意識を高め、農産物や水産物などの地元産品を優先して購入するよう啓発に努めます。

また、市内の農林水産事業者（生産者）と流通事業者（商業、観光業者）との連携により、生産から販売・消費までが市内で完結する新たな流通の仕組み作りを検討します。

「主要事業」

- ・ 北部産業活性化拠点人材育成事業
- ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 起業支援事業（再掲）
- ・ 商工会支援事業
- ・ 工業団地造成事業（再掲）
- ・ 丹後ちりめん振興事業

5 観光の振興

「現況と課題」

観光は本市基幹産業の一つですが、観光入込客数は平成 12 年度の約 215 万人をピークに減少傾向に転じ、平成 20 年度には 182 万人にまで落ち込んでいます。

近年は観光のスタイルが変わり、従来の団体による大量消費型の旅行は影を潜め、個人や小グループで、まちなみや地域の暮らし、文化に触れる体験・滞在型旅行、地元ならではの観光資源を地域から発信する着地型旅行が好まれるなど、旅行者のニーズはますます多様化しており、これらの潮流のけん引役となっている活動的な中高年層や女性が誘客ターゲットとして注目されています。

また、今後、成長の可能性が高いインバウンド（外国人旅行者の誘致）の取り組み、丹後観光圏としての広域連携も重要となっています。

これらに対応するため、今後は、ふるさとの自然（海・山・川等）、文化（歴史・文化財・民俗芸能・食等）、産業（農林水産業・織物業等）を活かした「ほんまもん体験」など、地域の豊富な観光資源をより一層有効に活用するとともに、「山陰海岸ジオパーク」*などによる世界的な展開を視野に入れながら、観光をまちづくりの主要産業のひとつとしてさらに発展させ、「住んでよし、訪れてよし」の観光地を目指すことが不可欠です。

このためには、観光立市の実現に向けた基盤の整備および環境の形成を図るとともに、広く市民が観光立市に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての役割を果たすことが重要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度 目標値	説明等（備考）
観光立市の 実現を 目指します	観光入込客数	万人	200	H16	182	H20	250	観光振興計画目標値： 220 万人（H23 年度）
	年間宿泊客数	万人	新規	--	46	H20	70	
	年間外国人宿泊客数	人	新規	--	1,382	H20	5,000	

「施策方針」

（1）「極上のふるさと観光づくり」の実現

自然、温泉、味覚、歴史、文化など素晴らしいふるさとの資源が市域全体に存在しています。これらの貴重な資源を活用し、観光客のための観光ではなく、ふるさとを守り、育てる地域のための観光にこだわり「住んでよし、訪れてよし」の観光地を目指します。

（2）地域資源の保全と活用

丹後半島の美しい海岸や、河川、森林等のかけがえのない豊かな自然環境の保全対策とともに観光資源としての環境整備に努めます。

また、農林・商工・漁業等の地域の営みの中に隠れた観光資源の発掘に努め、その活用を図るとともに、世界的な展開が可能な「山陰海岸ジオパーク」の貴重な地質遺産を守り活用する取り組みを推進するなど、訪れた人々に夢や感動を与えることができるような施策を進めます。

（3）歴史文化の保全と活用

丹後王国の歴史をはじめ多くの伝説や物語など、地域に伝わる歴史の魅力の活用を図るために、歴史文化の保全と周辺環境整備に努めます。

*山陰海岸ジオパーク：科学的に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園のことで、京丹後市から鳥取市までが含まれる。

(4) 観光資源のネットワーク

自然、歴史文化、産業文化等の分散する観光資源の体系化を図ることによって、あらたな地域性と独自性を創造しながら観光資源としてのネットワーク化を図り、魅力ある観光振興を図ります。

(5) 四季型滞在観光の推進

四季型滞在観光地をめざすために、京都府丹後観光圏^{*}で連携した宿泊および滞在の魅力づくりを推進し、豊富な地域資源を活かした四季折々の「ほんまもん体験」の提供を促進します。

また、積極的な取り組みを進める観光関連事業者等との連携や事業支援の充実などにより受入れ態勢の整備に努めます。さらに、誘客を図るためのイベント開催についても、観光協会や事業者との連携協力体制の強化を図ります。

(6) 健康志向に対応した観光の推進

自然環境や温泉のまちのイメージをさらに高めるために、薬草や海洋資源、森林などと組み合わせることにより、健康志向に対応した療法、療養などの付加価値を加えることで、京丹後市を「癒しの空間」として売り出します。

(7) 環境先進地としてのエコツーリズムの推進

鳴き砂やブナ林などの豊かな自然環境に加えて、風力・太陽光・バイオマス発電^{*}の新エネルギー利用研究の先進地であるという特色を生かして、地域の環境や生活、文化を破壊せずに自然や文化を楽しむと共にそれらの保全維持について学習する機会を提供するなど、エコツーリズムの精神を大切に旅行を提案・推進します。

(8) 情報発信の強化

丹後王国の歴史やちりめんなど、独自性のある地域文化の魅力を高めるためのイメージづくりに取り組むとともに、多様なメディアを効率的に活用して魅力ある京丹後市観光の情報発信に努めます。

また、外国人旅行者の誘致に向けた海外への情報発信を強化します。

(9) 交流の機会づくり

魅力あるイベント・行事の開催や多様なコンベンションの招致、環境学習を軸とした交流や修学旅行等の受け入れなど、市外の団体・個人との交流の場づくりに努めます。

「主要事業」

- ・ 観光関連施設整備事業
- ・ 海浜海岸観光環境整備事業
- ・ 観光サイン等整備事業
- ・ 観光協会支援事業
- ・ 温泉療養・保養ネットワーク形成事業
- ・ 丹後情報発信強化事業
- ・ 環境学習交流事業
- ・ コンベンション招致事業
- ・ 歴史文化遺産の保全と活用
- ・ 滞在型・体験型観光交流推進事業
- ・ ジオパーク推進事業
- ・ 丹後観光圏整備事業
- ・ インバウンド^{*}推進事業
- ・ もてなし創出事業

※京都府丹後観光圏：複数の観光地が連携して2泊3日以上滞る滞在型観光地の形成を促進する中、京丹後市、舞鶴市、宮津市、与謝野町、伊根町の3市2町で形成する「京都府丹後観光圏」が平成20年度に国の認定を受けた。

※バイオマス発電：生ごみなど生物由来の資源を利用した発電

※インバウンド：外国人旅行者を日本へ誘致すること

6 京丹後ブランドの販売戦略

「現況と課題」

「間人ガニ」に代表される豊富な海の幸や「丹後産コシヒカリ」「京たんご梨」などの農産物は高い評価を得ており、また日本一の技術で織られる「丹後ちりめん」は、全国に通用するブランドとして特に有名です。これら特産品の魅力をさらに発展させていくほか、海・里・山の幸を中心に新しい京丹後ブランドの商品開発や販路開拓を進める必要があります。

また、風光明媚な海岸線が日本ジオパークに認定されたり、鳴き砂で有名な琴引浜が天然記念物に指定されたりと、全国あるいは世界に発信できる京丹後ブランドの観光資源が整ってきました。

こうした「京丹後ブランド」の価値をさらに高めるため、情報発信・収集の手段としてインターネットの効果的な活用をさらに進める一方で、巨大マーケットである首都圏や関西圏を主な対象として、イベント販売や販促キャンペーンなどで都市部におけるニーズ調査を行いながら、販売戦略を構築する必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
京丹後ブランドの販売促進を進めます	イベント・物産展数	件	15	H16	16	H19	20	丹後地域地場産業振興センターの物産展への参加件数（アテナジョブ [®] 含む）
情報等PRの対象者を増やします	ふるさと応援団入団者数	人	新規	--	365	H20	700	

「施策方針」

（1）京丹後ブランドビジネス*支援

農林水産業、商工業、観光業の各産業の連携を図り、オンリーワンの京丹後ブランドを育てるための企画・調整機能の充実を推進します。また、インターネットや都市部でのイベント販売、キャンペーンなどにより都市部におけるニーズ調査を行いながら、丹後への誘客、販売戦略を検討します。

（2）丹後の魅力発信拠点整備

丹後の観光・農林水産物・地場産品・歴史文化・ものづくりなどの魅力や情報の積極的な発信と都市との交流の推進を図るため、首都圏や京阪神で定期的に物産販売のできる場所や施設、またキャンペーンなど発信イベントを開催できる機会や場所の確保に努めます。

（3）京丹後ブランドの情報発信

既存のメディアとともに、FM放送やケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等を活用した京丹後ブランドの情報発信に努めます。

また、市外在住者に京丹後市の魅力情報を発信し交流人口の増加を促進するため、京丹後ふるさと応援団の団員拡大を図ります。

（4）販売促進イベントの支援

農林水産業、商工業、観光業の各産業との連携を図り、都市部で定期的に物産販売のできる場所や施設の確保、イベント開催への支援に努めます。

「主要事業」

- ・京丹後ブランドビジネス支援事業
- ・特産品販売促進支援事業
- ・京丹後ふるさと応援団運営事業
- ・魅力発信拠点整備事業
- ・京丹後ブランドPR事業

※ブランドビジネス：京丹後ブランド（商標）となる商品の生産・流通販売などに携わる民間事業

第2章 暮らしの中でのいのちが輝く環境循環都市

1 自然環境の保全と創造

「現況と課題」

本市は、日本海に面する白砂青松の海岸線、緑豊かな山々の森林、日本海に注ぐ多くの河川などの美しい自然環境に恵まれ、また、過去より営々と人の手が入ることにより守られてきた生物多様性と多くの公益機能を持った田園や里山などの農山村環境が形成されています。

しかし、近年のライフスタイルや産業構造の変化などにより、離湖や久美浜湾では水環境の悪化が見られ、里地や里山では森林荒廃や遊休農地の増加が顕著であるなど様々な環境変化が発生しており、下水道などの生活排水処理施設の早期完成や、森林保全、有害鳥獣対策を含む耕作放棄予防対策など総合的な対策が必要です。

また、海岸部の大量のプラスチックごみ漂着問題など、地域や国内対策での解決が困難な課題もあります。

さらに、平成17年2月に発効された気候変動枠組条約（京都議定書）批准国である我が国は、温室効果ガスの大量排出国として、より一層の排出削減に向けた取り組みを進める必要があり、本市でも取り組みをより強く進めていく必要があります。

また、市内に3カ所ある斎場については、3施設とも老朽化が著しいため、これらの更新もしくは統合化による整備を早急に進める必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
豊かな環境を継承します	京丹後市一斉クリーン作戦の実施	回/年	0	H17	0	H20	2	
	京丹後市美しいふるさとづくり条例による重点区域の指定	カ所	4	H17	4	H20	10	
	自然観察会開催回数	回/年	新規	-	2	H20	5	市が主催、共催、後援するもの
	自然環境調査の実施	回/年	新規	-	0	H20	2	市が実施するもの

「施策方針」

（1）豊かな自然・農山漁村環境の継承

海岸、森林、河川等の自然環境の保全対策を持続的に行うための市民との協働による自然環境の保全と管理を推進するとともに、水辺環境の保全、計画的な森林管理、自然豊かな海岸および河川の保全整備、地域の生物多様性の保全、里地里山の再生、環境保全型農業の推進、鳥獣被害の削減等の施策を計画的に推進します。

また、市民の環境保全意識の高揚を図るため、学校教育や地域での取り組みにおいて、ふるさとの自然に触れ、自然から学べる学習機会の創出と情報提供の推進に努めます。

さらに、美しいふるさとづくり条例による特別保護区域・重点区域の指定を検討し、ふるさとの良好な自然環境の保全を推進します。

海岸部へのごみ漂着問題など市単独で対応できない課題については、国や府に対して広域的もしくは国際的な防止対策をとるよう要望します。

（2）地球温暖化防止対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」を推進し、市の事業における温室効果ガスの総排出量の抑制を推進します。

また、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、温暖化対策に資する具体的な事業の推進を図ることにより、市内の各部門（産業・業務・運輸・家庭）から発生する温室効果ガスの削減を推進します。

さらに、市民一人ひとりの地球温暖化防止への意識の高揚を図るために情報提供を積極的に行い、あわせて、生涯学習などを通じた啓発を行なうための地球温暖化対策地域協議会の取り組みを全市域に広げ、活動の充実を推進します。

また、地元企業や事業所が取り組む温暖化防止対策への支援体制の充実に努めます。

(3) 自然環境に配慮した公共事業の実施

京都府「『環』の公共事業行動計画」および京丹後市農村環境計画に沿って、市が実施する公共事業等における自然環境への負荷の削減（環境にやさしい）、失われた自然環境の再生（環境をつくる）、循環型社会の基盤づくり（循環を支える）を進めます。

また、公共事業の実施にあたっては、自然環境や地域の生活や文化等の社会環境を含めた地域環境との調和を一層重視する必要があることから、公共事業を評価する仕組みの中に環境の視点を加えた評価システムを確立し、より環境に配慮した公共事業の実施に努めます。

(4) 斎場の整備

市内に3ヵ所ある斎場については、いずれも老朽化しているため、早急にこれらの更新もしくは統合による整備計画の策定を行い、早期の事業実施を目指します。

「主要事業」

- ・ 地域環境学習推進事業
- ・ 地球温暖化対策地域推進計画策定事業
- ・ 地球温暖化対策実行計画の推進
- ・ 桜で飾ろう王国の道の推進
- ・ 地域環境保全基金を活用した農村景観の保全
- ・ 自然環境保全（里山・棚田・公園・森林等）整備事業
- ・ 農地・水・環境保全対策支援事業
- ・ 「山」「里」「海」水のリレー事業
- ・ 斎場建設計画推進事業

2 新しいエネルギーの導入と活用

「現況と課題」

地球温暖化防止対策として化石燃料にかわるエネルギーの導入に向けた取り組みが世界各国で行われています。本市では、自然のエネルギーである「うみかぜ」に恵まれた地の利を生かして小型の風力発電機を家庭・事業所・公共施設などにモデル的に設置することにより、新エネルギーの活用を普及してきました。

また、省エネルギーによる温室効果ガスの排出量削減を目的とするエコドライブ普及啓発事業を行い、市民や事業者の意識啓発を図っています。

一方で、エネルギー資源に乏しいわが国は、その消費量の8割以上を海外に依存しています。このような状況を考えると、特定のエネルギー源に過度に依存することなく各種エネルギー源を適切に組み合わせることで利用することにより、必要十分な量を安定的に確保することが必要不可欠です。そのため、京都エコエネルギープロジェクトの成果等を活かし、再生可能な新エネルギーの活用を推進するとともに、市内における新エネルギーの利用可能量を推計し、各種エネルギー生産設備の整備などについて検討する必要があります。

地域バイオマスのエネルギー活用については、「京丹後市バイオマスタウン構想」に基づき、バイオマス資源の発生量および地域特性に応じた新しい活用技術の導入や、活用事業の地域内展開を推進する必要があります。

また同時に、公共施設に限らず、一般家庭や事業所等においても、身近な省エネを積み上げることでエネルギー使用量の削減を進めることが求められています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
新エネルギーの導入を促進します	太陽光による発電量	kwh	38,851	H16	38,210	H19	46,424	
	バイオガスによる発電量	Mwh	0	H16	1,285	H20	3,663	
	公共施設への太陽光発電設備の導入	箇所	新規	--	0	H20	15	
公共施設の省エネを推進します	ESCO 事業*の導入	箇所	新規	--	0	H20	3	

「施策方針」

(1) 新エネルギー等の普及・活用

京都エコエネルギープロジェクト*の成果を踏まえ、新エネルギーの普及促進や循環型の地域社会づくりを推進するため、地域全体の活性化策とも整合を図り、風力発電・太陽光発電・バイオマス発電の各既存施設を環境教育・環境学習の促進のための教材および観光資源として活用するなど、市民への新エネルギーの啓蒙・啓発に努めます。

あわせて、喫緊の課題である地球温暖化対策を推進し、低炭素社会に対応した快適で安全な地域づくりを進めるため、国の地域グリーンニューディールやスクールニューディール*等の支援策を活用し、公共施設へ太陽光発電設備等の導入を図るとともに、市民への普及・啓発に努めます。

また、市内の機械金属加工技術を活かした新エネルギー利活用機器の生産など、新エネルギーに関わるものづくり産業の振興についても可能性を検討します。

(2) 省エネルギーの推進

温室効果ガスの排出量削減のためには、石油や石炭などの化石燃料から再生可能な新エネルギーへの転換をはかることと同様に、エネルギー消費量の削減を図ることが重要であるといえます。

そのため、市民・市内事業者への効果的な省エネ啓発および市公共施設の省エネ化を図ります。

「主要事業」

- ・ 地域新エネルギービジョン策定事業
- ・ 京丹後市エコエネルギーセンター運営事業
- ・ 環境ビジネスモデル推進事業
- ・ 公共施設新エネルギー活用施設整備事業（仮称）

※ESCO 事業：

省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業。サービスを提供する会社は、顧客に省エネシステム等を提供しランニングコストを下げるかわりに、軽減した電気代などの光熱費、水道料金などから一定の割合を受け取る。Energy Service Company の略

※京都エコエネルギープロジェクト：

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の委託研究事業として、京都府、京丹後市、民間 3 企業が共同で行った実証研究事業。新エネルギーによる分散型エネルギーシステムの構築を目的として平成 15～19 年度に実施した。

※地域グリーンニューディール：

地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために不可欠である地域の取組を推進することにより、環境対策の推進と当面の雇用を創出することを目的とする国の支援制度

※スクールニューディール：

学校の耐震化、太陽光発電の設置などのエコ改修、ITC 環境整備を推進することにより、教育環境の整備と当面の雇用を創出することを目的とする国の支援制度。

3 ごみ・廃棄物対策

「現況と課題」

豊かな消費社会の進展にともなって、本市においても家庭や事業所から排出されるごみの量の増加と種類の多様化が年々進んできました。しかし近年は、リサイクルの推進やごみの発生量の抑制に関する啓発の取り組み、人口の減少、景気の後退などの様々な要因から排出量は減少に転じています。

現在、峰山クリーンセンターで廃棄物の焼却処理および資源ごみの処理を行っていますが、本施設は平成29年3月までが運転期限となっており、新処理施設の整備が必要です。また、その際には「京都府ごみ処理広域化計画」による宮津以北の2市2町を1ブロックとした広域処理について検討する必要があります。

また、不法投棄や不法焼却（野焼き）などの不適切なごみの処理が見られ、自然環境や生活環境への悪影響が懸念されています。

一方、し尿については現在3施設で収集・処理を実施していますが、各施設の老朽化や下水道の加入率増加に伴う汚泥の増大などにより、施設の更新および規模・内容の見直しなどの対応が必要となっています。

これら様々な課題に関する方針は一般廃棄物処理基本計画により示されており、実施されているところですが、今後もその着実な実行が求められています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
ごみの減量化をめざします	ごみの減量化 （1人/日当たり）	kg	1,043	H15	1,030	H20	1,000以下	一般廃棄物処理 実態調査より
ごみの不適切な処理を許しません	不法投棄・焼却苦情 件数	件	新規	--	33	H20	23	

「施策方針」

（1）ごみ処理・リサイクル体制の整備

「京都府ごみ処理広域化計画」を基本に、京都府、関係市町と協議調整する中で2市2町を対象とした広域ごみ処理施設「ごみ処理・リサイクルプラザ」の新設も視野に入れ、平成29年度以降のごみ処理およびリサイクル体制の検討を進めます。

（2）ごみ減量化の推進

ごみの排出量を削減することにより、焼却および収集運搬、埋め立て処分などのごみ処理コストおよび環境負荷の軽減を図り、また限りある資源の消費削減と有効活用を図ります。

そのため、徹底したごみの分別収集の方策についてさらに検討を進めるとともに、市民団体等と協力して市民および事業者のリサイクル意識の高揚を進めるための啓発を強化し、あわせて市民団体等が実施するごみ減量化活動を支援します。

また、いったん最終処分場に持ち込まれたごみについても、再資源化が可能なものを選別して資源化ルートに搬出することにより処分場の延命化を図ります。

（3）不法投棄・不法焼却対策の推進

京都府の不法投棄等特別対策や不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、違法行為の情報収集・分析、監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強め、また広報等を活用した啓発を定期的実施し、不法投棄や不法焼却を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立をめざします。

(4) し尿、汚泥対策の推進

し尿、浄化槽汚泥の処理について、周辺環境に配慮した運営および施設管理体制のもとで適正な処理を継続実施します。

また、竹野川衛生センターで焼却処理をしている公共下水汚泥については、今後の汚泥発生予測を考慮しつつ必要な処理施設の整備をするなど適切な対応を図ります。

「主要事業」

- ・ ごみ処理施設管理運営事業
- ・ し尿処理施設管理運営事業
- ・ リサイクル推進事業
- ・ 不法投棄対策事業
- ・ 京丹後リ・スタイル（Re-Style）事業
- ・ 新ごみ処理・リサイクル施設整備事業

4 循環型社会の構築

「現況と課題」

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負担を低減させることが求められています。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした従来の経済活動やライフスタイルが背景となっています。

このような状況から、ごみの減量化と資源の循環をめざすリジェクト（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の「環境4R」の理念にもとづいて市民、事業者、環境NPOや市民団体、行政が連携して、おのおのがそれぞれの役割を担い、環境に負荷を与える生活様式を見直し、限りある資源の有効活用を図ることが必要です。

また、農林水産業、商工業、一般家庭等の様々な分野から多種多様な形で発生する地域バイオマス資源・エネルギー等の多様な分野で積極的に活用する必要があることから、「京丹後市バイオマスタウン構想」に基づき、市内のバイオマス資源の発生量や地域特性に応じた新しい活用技術の導入や、活用事業の地域内展開を推進する必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
循環型社会 をめざしま す	リサイクル率	%	21	H15	22.1	H20	27.0	
	環境NPOの数	団体数	3	H15	4	H20	5	
	廃棄物系バイオマス*利用率	%	新規	--	72.9	H19	96.6	
	未利用バイオマス*利用率	%	新規	--	5.3	H19	36.3	

「施策方針」

（１）循環型社会環境の整備

資源循環型社会形成推進基本法に基づき、生産者、消費者、行政の連携による容器包装、家電、食品等のリサイクルの効率化を進めます。また、バイオガス発電施設の利活用として、原料である食品系未利用資源の確保やメタン発酵後残さ*有効活用について関係機関との協議を進めるなど、循環型社会の形成のための環境整備とその普及・啓発活動に努めます。

（２）循環型産業の育成

工場内の排出物の完全利用（ゼロエミッション）をめざす企業や新たな資源循環型産業を興す市内事業者の育成を図ります。そのために、市内で発生する未利用資源の把握やその有効活用方法について企業と共同で調査検討を行ない、また実施の際の支援に努めます。

「主要事業」

- ・ 循環型社会の形成と普及、啓発活動の推進
- ・ 資源循環型産業の育成
- ・ 京丹後市エコエネルギーセンター運営事業
- ・ 地域農業モデル事業（再掲）
- ・ 生ごみの資源化推進事業

*廃棄物系バイオマス：家畜排せつ物、食品加工残渣、生ゴミ、下水汚泥などを指す。

*未利用バイオマス：林地残材、稲わら、もみがらなどを指す。

*残さ：濾過(ろか)したあとなどに残ったかす

第3章 生きる喜びを共有できる健やか安心都市

1 市民主体の健康づくりの推進

「現況と課題」

生涯健康でありたいということはすべての市民に共通の願いであり、一人ひとりが健康づくりに向けて努力し、地域や社会全体がその取り組みを支える環境づくりを行うことは個人にとっても社会にとっても大きな意義があります。

国においては平成12年に「健康日本21」（21世紀における国民健康づくり運動）を策定し、さらに平成14年には「健康増進法」が公布され、わが市においても健康増進計画を平成18年度に策定し、市民の健康づくりの機運を高める施策を強めています。また、マスコミによるさまざまな健康商品に関する情報や、書籍等の影響によって人々の健康に関する意識はますます高まっています。

しかし、一方では環境の変化などが原因とみられるアレルギー性疾患や、偏った食生活、運動不足、喫煙などによる生活習慣病、ストレスが原因の疾病が増加し、しかも低年齢化傾向をたどっています。また、身体的疾患のほかうつ病や心身症・統合失調症等の精神的疾患も増加しつつあります。

本市における死因を10年前と比較すると、男女とも脳血管疾患や心疾患は減少しているものの、明らかに悪性新生物（がん）が増加しています。部位別では女性の肝がん・大腸がん・胃がんおよび男性の胃がんの増加率が高く、早期発見のための検診受診率向上とともに、がん発生を予防するための生活習慣を普及させる取り組みが求められています。

あわせて、要介護状態になる原因疾患の第1位は脳卒中であり、その予防のための生活習慣病予防対策や、高齢者の閉じこもりから来る足腰の弱まりからの寝たきり予防対策を強化する必要があります。

小中学校においては児童生徒へのタバコや飲酒の害についての講座を行い、また学校に酒やタバコの習慣化を未然に防ぐ講演資料を提供し、学校保健との連携で健康づくりを図っています。

平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導では、医療保険者の責任が明確に規定され健診受診率の向上と内臓脂肪症候群の人の縮小が求められています。対象者への特定保健指導に力を注ぐのはもちろん、市民一人ひとりや家庭の単位での健康づくり、生活習慣の改善や疾病予防、寝たきり・認知症予防について意識の向上を図り、医療機関とも連携した市民の健康づくりの機運を高める必要があります。

市では、乳幼児期から高齢者までのすべての市民を対象として、生涯を通じた健康づくりを支援するため、保健師、栄養士による各種保健事業を行っています。

また、全国で毎年3万人以上の自殺者が発生している憂慮すべき事態が続いているなかで、京丹後市では自殺予防対策を行政の重要課題と位置付け、京丹後市から自殺者をなくすために関係機関・関係団体の協力を得て「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」を設立して自殺予防対策を推進しています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
健康な市民を増やします	う歯（むし歯）のない3歳児の割合	%	58	H16	62.1	H20	70	
	基本健康診査（40歳以上）の受診率	%	37	H16	34.4	H20	65	国の規定目標値65%（目標年度H24）
	胃がん検診の受診率	%	22	H16	26.9	H20	50	国の規定目標値50%
	乳がん検診の受診率	%	17	H16	23.5	H20	50	国の規定目標値50%
	子宮がん検診の受診率	%	15	H16	19.9	H20	50	国の規定目標値50%
	大腸がん検診の受診率	%	26	H16	37.4	H20	50	国の規定目標値50%
こころの健康づくりを進めます	「うつ」予防の健康教室開催回数	回	新規	—	30	H20	30	

「施策方針」

(1) 市民主体の健康づくりの推進

本市の健康づくり運動の指針となる「京丹後市健康増進計画」に基づき、市民の心と体の健康づくりを推進します。特に、生活習慣病予防に関する「栄養と食生活」「歯の健康」「身体活動・運動」「こころの健康づくり」「たばこ」「アルコール」「検診受診率の向上」の7項目について、広報、健康教室、健康相談などの機会を充実して、正しい生活習慣の普及と市民1人ひとりの自主的な健康管理意識を高め、家族、地域がそろってすすめる自発的な健康づくりを推進します。さらに、個人と保健師を携帯電話網で結ぶ遠隔在宅健康管理システムを利用して、より具体的な個別健康管理をすすめます。

また、健康づくりリーダーとしての健康推進員を地区もしくは地域ごとに設置し、地域の組織や団体、グループなどと協力をしながら、保健師と共に地域に根ざした健康づくり活動を展開します。

これらの、市民主体の健康づくりをすすめることにより、100歳になっても健康で元気な、健康大長寿な長寿のさとづくりを目指します。

(2) 一次予防※の重視

京丹後市健康増進計画策定時のアンケートでは毎年検診を受けている人は61.4%と半数以上の市民が検診を受けていると答えています。しかし、当市の死因を全国と比較すると悪性新生物（がん）によるものが多く、早期発見・早期治療を目的とした検診実施だけではなく、がんを発生させない生活習慣や、要介護状態の原因疾患である脳卒中にならない生活習慣を市民一人ひとりが知って、実践して疾病予防を実現していく一次予防※に力を入れる必要があります。

このため、従来、出前講座や健康教室等の取り組みを実施していますが、さらに今後は健康推進員の創設により、市民の中での健康に関する知識の普及や生活習慣改善に取り組んでいきます。

また、食生活改善推進員の活動は地域に根ざした活動として実績があり、今後も現会員の研修・新会員となるための研修実施や活動補助をします。

(3) 健康づくり支援体制の充実

妊婦健診、乳幼児健診、20歳～39歳の若年者の健康診査、各種がん検診を実施し、その受診率向上を図るとともに、勤労者ががん検診を受けやすいよう休日検診も実施します。さらに、支援が必要な市民のためのきめ細かな観察や個別の指導を強化するとともに、医療機関との一層の連携に努めます。

小中学校においては、従来の健康診査等の充実とともに、家庭と連携し良好な生活習慣のための指導や食育を推進します。また学校との連携によって薬物の使用や喫煙、飲酒に対して教育・指導に努めます。

さらに子どもから高齢者までを対象に心のケアに留意した保健サービスを充実するため、府、専門医療機関、スクールカウンセラー等との連携を図ります。

(4) 自殺予防対策の推進

自殺者を少しでも減らすため、自殺予防の最前線で活躍する専門家を講師に招いた「自殺予防対策講演会」の開催、自殺予防啓発パンフレットの作成・全戸配布、自殺の大きな要因のひとつと考えられる「うつ病」の予防のための保健師による「うつ病予防」をテーマにした出前講座による啓発等を実施しています。

また、京都市内で相談電話を開設されている「京都府・こころの相談電話」と「社会福祉法人・京都いのちの電話」の協力を得て、平成20年4月から「通話料金無料の電話相談（電話料金を京丹後市が負担するフリーダイヤル）」を開設し、不安や悩みをお持ちの市民のかたが安心して相談できる支援体制を整えました。

今後も引き続き、不安や悩み対策等に取組む各関係機関等との協力体制のもとで自殺予防対策を推進します。

また、多重債務を原因とする自殺者をなくすために多重債務相談・支援室を設置したところですが、今後も専任の相談職員を配置するとともに、弁護士等と連携した支援を継続します。

※一次予防…疾病の発生を未然に防ぐ行為。健康増進（生活環境改善、適切な食生活、運動・活動の励行、適正飲酒、禁煙、ストレス解消、介護予防など）と特異的予防（予防接種、事故防止、職業病対策、公害防止対策）に分かれる。これに対する語として二次予防（早期発見・早期治療）、三次予防（機能低下防止、治療、リハビリ）がある。

「主要事業」

- ・健康増進計画策定（見直し）事業
- ・総合検診事業
- ・予防接種事業
- ・心の健康づくり事業
- ・健康推進員制度創設および活動支援事業
- ・在宅健康管理システム事業

2 医療保険制度の一層の充実

「現況と課題」

国民健康保険事業は、被用者保険の対象とならない自営業者や会社を退職後の年金受給者を対象者とする地域保険として「国民皆保険」の基盤となっています。事業の運営主体は市であり、加入状況は平成21年4月で、国保被保険者33.8%となっています。近年、国保加入者の高齢化に伴う疾病の増加や医療技術の高度化により医療費が年々増加し、一方で不況による低所得者の増加により国保税収入が伸び悩んでいることから、厳しい財政運営を余儀なくされています。

国民皆保険を堅持するためには、国民健康保険事業の安定的な運営が必要不可欠であり、本市においても保険税の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化や特定健診・保健指導の充実による市民の健康づくりに取り組むとともに、医療保険制度の安定化へ向けて国・府へ要望活動を強めていく必要があります。

75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度は、府内の全ての市町村が加入する京都府後期高齢者医療広域連合が運営しており、市は被保険者証の送付や保険料の徴収など市民に身近な業務を行っています。後期高齢者医療被保険者は市民の16.3%となっています。制度創設以降、保険料の軽減対策や納付方法の変更をはじめとする様々な見直しがすすめられ、さらに、今後抜本的な見直しが進められる見込みです。

また、本市の福祉医療制度として、65～69歳を対象にした老人医療、子ども医療、障害者医療、母子家庭医療の医療費助成事業を府と一緒に実施しています。さらに本市独自施策として、子ども医療は「中学校卒業まで」、障害者医療は「身体障害者3級まで」、「父子家庭医療」を対象として事業拡大をはかっているところです。

全国的な少子高齢化の進行や医療費の増大を背景に、国では、さらに医療制度の見直しが進められているところから、その動向を見極め、市民が安心して医療にかかれる医療保険制度の運営に努める必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
医療保険制度の健全運営に努めます	国民健康保険税の収納率（現年課税分）	%	96.2	H16	93.9	H20	98.0	京都地方税機構目標値
生活習慣病の予防を推進します	特定健診の受診率	%	新規	—	34.2	H20	65	

「施策方針」

（1）国民健康保険と高齢者医療の安定運営

国民健康保険事業の安定した運営を図るために、加入者に対して国保制度の啓発を行うとともに、国保税の納付に対する理解の促進を図り収納率の向上に努めます。

あわせて、保険給付費に対する国や府の交付金等の確保を図るとともに、国保制度の安定的な運営のための制度改善に関する要望活動を強めます。

さらに、特定健診や保健指導などの保健事業を推進することにより市民の健康増進を図り、医療費の適正化を図ります。

また、後期高齢者医療制度の安定的運営のために、京都府後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知や保険料の収納等に努めます。

（2）福祉医療制度の充実

高齢者、子ども、障害者、ひとり親家庭の親子に対して医療費を助成することにより、早期治療を進め疾病の重症化および感染拡大を防止します。

なお、福祉医療費も年々増加傾向にあることから、必要な医療ニーズに対し十分な医療を提供しつつ長期的に持続可能な福祉医療制度への見直しを京都府と連携しながら検討します。

「主要事業」

- ・ 福祉医療事業
- ・ 特定健診・保健指導事業

3 患者本位の医療体制の充実

「現況と課題」

現在、本市には医療機関として市立の病院2施設と診療所5施設、民間の病院2施設と一般診療所15施設があるほか、歯科については市立・民間病院が各1施設と民間の歯科診療所が19施設あります。また、市内の病床数は市立・民間4病院と診療所を合わせて708床となっています。(21年4月1日現在)

しかし、これらの医療施設数およびベッド数は、高齢化による医療ニーズが増加する中、医科・歯科ともに全国や京都府平均水準を下回っている上、地域によっては身近なかかりつけ医の不足や公共交通機関の貧弱さに起因する通院の不便さなど、本市の医療供給体制は大きな課題を抱えています。

また、市内には高度専門診療科や精神科がないことや、医師、看護婦をはじめとした医療従事者の確保が非常に困難なことなど、長期的な視点に基づいた対策も必要となっています。

こうした医療課題の対応には、心臓や脳疾患などの急性期医療対策だけでなく、保健サービスによる疾病予防・介護予防の取り組みをはじめ、リハビリテーション、在宅医療、福祉・介護サービスなどを包括し、社会面、経済面、心理面など人をとりまく環境を把握しながら患者本位のケアを行う地域包括医療を市民の身近な生活圏域において推進することが重要です。そのためには、地域包括医療の拠点施設の確保や情報ネットワーク基盤の整備が求められます。

また、地域包括医療とも関連し、現在国や府が中心となって、へき地保健医療対策が進められていますが、本市も国や府に協力を求め、医療拠点や医療従事者の確保、緊急医療の充実を進める必要があります。

さらに、災害時における医療体制については、大規模な災害の発生を想定し、市内の医療機関と行政、防災組織との連携によって迅速な医療救助活動が可能な体制整備と医薬品等の備蓄や医療機器等の整備を図ることが必要です。

休日・時間外も含めた救急医療体制については、各医療機関の連携によって広い市域に対応した休日応急診療当番体制や初期救急体制がとられていますが、高齢化が進む中、救急搬送件数は増加傾向にあり、加えて小児の急病や精神疾患の救急に十分対応できる医療機関がないことなどからも、2次医療圏域^{*}(京丹後・宮津・与謝)にまたがる道路整備の促進やドクターヘリ^{*}の導入など広域的な高度救急医療の体制整備が必要となっています。

これらを踏まえ、将来にわたる市民生活を安心・安全なものとするために、市立の医療機関と民間の医療機関の連携はもとより、行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防、福祉施設等の関係機関と密接な地域連携を図り、保健・医療・福祉の一体的なサービス提供体制を確立する必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等(備考)
救命機器の設置を進めます	除細動器(AED [*])の市施設設置数	台	0	H16	29	H19	80	消防本部の把握している設置数
病院事業経営を健全化します	経常収支比率	%	新規	—	95.0	H19	101.8	平成23年度目標値
	職員給与費対医業収益比率	%	新規	—	62.0	H19	56.9	平成23年度目標値
医師、看護師等の安定的確保対策を進めます	医療確保奨学金等の貸付件数(医師)	件	新規	—	1	H19	5	
	医療確保奨学金等の貸付件数(看護師)	件	新規	—	0	H19	6	

^{*}2次医療圏域：医療法に基づき、一般的な入院医療の整備を図るにあたって設定する地域単位。京都府では、圏域内各地から医療機関までの所要時間が概ね1時間程度の範囲であることなどを考慮のうえ、6圏域が設定されている。

^{*}ドクターヘリ：重篤な患者が発生した場所に医師と看護師をいち早く派遣し、初期治療を開始することを目的に、医師がヘリコプターで患者の元へ向かう救急システム

^{*}AED：突然心停止状態に陥ったときなどに、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す医療機器

「施策方針」

（１）地域包括医療の推進

地域包括医療を展開するため、民間の医療機関をはじめ、関係機関や団体との密接な連携を図り、保健・医療・福祉のサービスを一体的に市民に提供することをめざした体制整備やシステムの構築を進めます。

また、健康長寿をめざす取り組みを福祉と医療の両部門の協調により進めます。

（２）医療機関の充実と連携

市立病院機能の充実とともに、周辺地域の診療所とのネットワークによって、診療科の充実や高度医療への対応、へき地医療の充実、無医地区巡回診療など、市内における格差がない安心の医療体制を築きます。また、情報通信技術を活用するなどした在宅医療の強化および休日診療の充実を図ります。

さらに、地域に密着した病院として、市民の皆さんにボランティアとして病院運営の支援をお願いする「病院ボランティア事業」を、「温かい医療のかたち」として医師や看護師などとは違った役割を果たしていただけるよう積極的に拡大・継続します。

また、民間病院、診療所に対して、施設整備等に係る支援や救急診療実施に係る支援を行なうなど、さらなる連携強化を図ります。

（３）医療における防災体制の充実

大規模な災害発生時に、医療施設が医療救護活動等の拠点となるよう、体制を整備するとともに、薬剤や医療器具等の備蓄に努めます。

（４）市立病院事業経営の健全化

弥栄・久美浜の二つの市立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として地域医療確保のため重要な役割を果たしていますが、平成 16 年度から始まった新医師臨床研修制度を契機に全国的に地方の病院からの医師の引き揚げが相次ぎ、本市においても経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっています。このような中、今後とも地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくために、平成 20 年度に策定した「市立病院改革プラン」に基づき病院事業経営の総合的な改革に取り組みます。

（５）医療従事者確保対策の充実

市の医療の充実に必要な医師および助産師・看護師等の養成と市内医療機関への就業促進を図るため、市医療確保奨学金等貸付事業の継続・充実を図ります。

「主要事業」

- ・ 地域包括医療の推進
- ・ 救急・休日医療体制確保事業
- ・ 医療機関の連携強化
- ・ 在宅医療の充実
- ・ 市立病院改革プランに基づく医療提供の充実と経営健全化

4 支えあい、助けあいの地域福祉の推進

「現況と課題」

本格的な少子高齢化社会が到来し、家族形態の変化と個人の価値観の多様化が進む現在、地域内のつながりが希薄化しつつあります。また、支援や介護が必要な高齢者や障害者も増加傾向にあり、一方で仕事、子育てや介護によって深刻な悩みやストレスを持つ人々も増え、福祉サービスや生活支援に関するニーズはますます増加、多様化しています。

こうした中、国においては将来にわたり増大・多様化が予想される福祉に対する需要や生活上の必要性に対応して社会福祉の構造改革が行われ、その基本として、地域のなかで個人が自立しながら同じ地域の住民に対して思いやりを持ち、お互いに支えあい、助けあいながらともに生きる社会の構築が必要という考え方を示しています。

本市においても、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、こうした国の基本的考え方をふまえて、地域特性に応じた相互扶助の地域づくりや地域福祉活動を市民主体で進めることが重要となっており、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉委員、ボランティア団体およびNPO法人※などが相互に連携して福祉のまちづくりを進める必要があります。

この考えに基づき、平成18年度に「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後」を基本理念とする「京丹後市地域福祉計画」を策定し、また、京丹後市社会福祉協議会ではこの計画に基づき、平成20年度から24年度までの5カ年の「第1次地域福祉活動計画」を策定しました。

地域福祉の推進は、現在この2つの計画を中心に進めていますが、さらに「支え合いの地域づくり推進委員会」を設置し、地域福祉計画に定めた目標を達成するための具体的な施策の検討や推進状況の把握を行うと同時に、さらなる施策の充実や見直しについても協議を進めます。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
地域福祉活動を推進します	地域福祉を担うボランティアの人数	人	2,700	H16	2,885	H20	3,500	

「施策方針」

（1）福祉ボランティアの育成・支援

ボランティア活動の推進およびボランティア実施団体の育成のため、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉委員、ボランティア団体およびNPO法人などが実施する福祉活動を支援します。また、それらの活動に市民が参加できる機会の提供に努めます。

また、子ども世代から福祉に対する意識を高揚するため、学校教育や社会教育におけるボランティア体験学習の充実に努めます。

（2）地域福祉団体のネットワークづくり

子育て家庭、障害者、援護が必要な高齢者など、支援を必要とする対象者が、地域で災害時における避難支援や子育て支援、見守りなどの多様な支援を受けられるよう、地域福祉団体相互の連携とネットワークづくりを積極的に支援します。

※NPO法人：非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のうち、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体。特定非営利活動法人。

(3) 利用しやすい福祉サービスの環境整備

誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、可能な限り社会参加を果たせるよう、見守りや生活面での支援、介護サービス等が常に身近にある環境をめざし、民間活力を導入しながら在宅サービスと施設サービスの連携を図り総合的にサービスが提供できるよう施設整備に取り組みます。

福祉事務所においては、福祉行政の窓口として安心が得られるよう、市民一人ひとりの相談などに的確に対応するため保健・医療・福祉の連携を図るとともに、ライフステージ^{*}や状況に応じた相談・指導の充実を図ります。

また、支援を必要とする対象者に適切なサービスを提供するため、地域ぐるみで生活全般を支えていく地域ケアシステムの整備を図ります。

(4) 地域で支え合う福祉の環境づくり

誰もがお互いに理解し合える地域社会をめざし、住民一人ひとりの支え合い・助け合いの心をより一層高め、身近なところでの地域福祉活動に参加するという意識の醸成を図り、地域住民が福祉の担い手として地域を支えていく主体的な地域づくりを進めます。

また、誰もが地域社会の一員としてあらゆる活動に参加できる機会が保障されるように、障害の有無や世代を超えてふれあい、ともに理解を深められる交流機会を増やしていくよう努めます。

地域で自立し安心できる暮らしを構築していくため、様々な福祉サービスと融合するボランティアや隣人、自治会や医療機関などの地域資源を活用した施策を取り入れていきます。特に、緊急性の高い災害時の要援護者の避難支援体制の確保を早急に図ります。

「主要事業」

- ・ 第2次地域福祉計画の策定
- ・ ボランティア育成団体の支援
- ・ 災害時要援護者支援プラン推進事業

^{*}ライフステージ：人の人生を幼年期から老年期までのいくつかに分けたそれぞれの段階。

5 共に生きる障害者福祉の充実

「現況と課題」

障害者手帳所持者数は、平成21年4月現在で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を合わせて4,237人です。

障害のあるかたのライフステージや障害特性、およびその人の置かれている社会環境によって、必要とされる福祉サービスは多種多様であり、様々な支援は障害者一人ひとりの状況に応じてきめ細かにサービスが提供される必要があります。特にサービスに関する適切な情報提供や身近な相談窓口、地域で安心して暮らすことができるための生活保障や生活支援サービスは不可欠であり、今後一層の充実が必要です。

加えて、障害者が職場やスポーツ、文化・芸術活動、レクリエーション等の場において社会参加ができるよう、就労および余暇活動を行なえる環境整備が重要です。

また、障害者が地域社会の一員として暮らすためには、市民の障害者に対する理解と支援がきわめて重要であり、市民への啓発を一層進める必要があります。

現在、障害のあるかたが地域で生活し、その自立を促すことを目的とする数多くの支援策を地域生活支援事業として実施しており、市独自の障害者就労支援や施設支援などの取組みも実施しています。

今後も必要に応じた支援策の充実を目指すとともに、障害のあるかたの生活を地域全体で支えるシステムづくりや地域の社会資源を最大限に活用していくことが必要です。

また、「京都府福祉のまちづくり条例」施行後、公共施設や公園、集会施設やショッピングセンター等を中心に、誰もが利用しやすい施設への改修は徐々に進んでいるものの、まだ十分とはいえない状況です。また障害を持つ方が安全かつ快適に移動できるための道路施設や公共交通についてもさらなる整備が必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
障害者のためのケア体制と安心できるサービス体制を確立します	ホームヘルプサービス事業所数	カ所	6	H16	6	H20	10	
	ショートステイサービス提供施設数（日中一時含む）	施設	7	H16	7	H20	10	
	グループホーム・ケアホーム設置数	カ所	1	H16	3	H20	6	

「施策方針」

（1）障害者の理解と社会参加の促進

障害のある人もない人も尊重しあって共に地域で暮らせるよう、障害者に関する正しい理解と認識を促進します。そのため、市の広報誌やホームページを活用するなど広報、啓発に努めるとともに、社会福祉関係団体や関係機関に一層の理解と協力を求めます。

また、障害があっても、自分に合った方法で生涯を通じて自己実現を果たし、豊かな余暇を過ごせるよう、障害者に対応した学習やスポーツ、文化・芸術活動や交流の場の確保と、外出のための支援を進めていきます。あわせてボランティアや支援組織の育成を図ります。

（2）福祉サービスの充実

障害者へのサービス提供を包括的に取り組む「相談支援事業所」を中心に、ライフステージや障害の状態に応じた各種サービスの紹介や日常生活等における様々な相談、交流促進等を行います。

また、障害者が住みなれた地域で自立し安心して生活できるよう、障害者や家族のニーズに対応した在宅サービスおよび社会復帰のための拠点や共同生活のための施設の確保と内容充実に努めます。

さらに、それぞれの障害者に応じた適切なサービス利用計画の策定およびそのための体制の充実を図ります。

(3) 生活環境の整備充実

障害者が安心して安全に生活できる環境の整備をめざし、京都府福祉のまちづくり条例に沿って、道路、交通機関および公共的な施設のバリアフリー※化を進めます。また、障害の種別に関わらず、必要な情報を入手しやすいよう環境整備を進めます。

さらに、住宅改修への支援や障害者に十分配慮した防災・防犯ネットワークづくりに努めます

(4) 障害者雇用の促進

就労は生計の維持だけでなく、生きがい対策、社会復帰対策としても重要であることから、公共職業安定所に働きかけて「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた企業への啓発と、能力や希望に応じた就労機会の開拓・あっせんおよび職業訓練機会の充実促進を促進します。

一方で、福祉的就労については作業所等の強化およびより生きがいに結びつく作業の開発を図るための支援を行いません。また、市の事務・事業を行うにあたり障害者関係施設への業務委託やイベント等における授産製品の活用を進めます。

(5) スポーツ、文化等の活動の推進

市内のスポーツ団体や福祉関係団体、社会教育関係機関と情報交換を行い、スポーツや文化・芸術活動に障害者が参加できる機会を拡充するとともに、スポーツ指導員やボランティアなどの人材の養成および施設や設備の充実を図ります。

「主要事業」

- ・ 障害福祉サービス事業
- ・ 障害者地域生活支援事業
- ・ 児童デイサービス運営助成事業
- ・ 共同作業所等入所訓練事業
- ・ 障害者手当等支給事業
- ・ 自立支援医療事業
- ・ 補装具事業
- ・ 障害者就労支援事業
- ・ 住環境のバリアフリー化促進事業
- ・ 障害者スポーツ振興事業

※バリアフリー：障害者や高齢者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。障壁除去。

6 安心して暮らせる高齢者福祉の充実

「現況と課題」

本市の65歳以上の高齢者数は増加傾向にあり、平成21年4月現在18,199人（住民基本台帳および外国人登録台帳）で、高齢化率は29.1%です。また、平成17年国勢調査によると、65歳以上の高齢者のいる世帯は総世帯数（20,968世帯）のうち11,617世帯で、全世帯の55.4%を占めており、その4割はひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯となっています。人口推計によれば、こうした高齢化傾向は今後も続き、平成26年には高齢化率が31.9%まで上昇すると予想されており、超高齢社会に対応した施策の展開が求められています。

また、本市は、国内男性最高齢の木村次郎右衛門さん（112歳）を筆頭に、数え年百歳以上のかたが79人（平成21年4月1日現在）もおられ、百歳以上人口の人口比率が京都府内でトップクラス、全国平均の4倍近いという全国に誇りうる「長寿のまち」です。こうした特長をふまえ、負の側面ばかりが問題とされがちな高齢化社会の光の側面に焦点をあて、老いや長寿を心から喜び楽しむことができる地域社会の実現をめざしています。

高齢者が健康で生きがいのある生活を営むためには、長い人生で培ってきた知識や経験を活かして、社会に貢献しながら自己実現を果たせるよう、積極的な社会活動への参加を促進する必要があります。老人クラブ活動、趣味の教室や教養講座、ボランティア活動、シルバー人材センターを通じた就労などの活性化を支援し、あわせて「高齢者人材バンク制度」を有効に機能させることにより、就労、地域活動、生涯学習やスポーツなどの多様な活動機会の充実を図る必要があります。

また、市の地域包括支援センターや地域の在宅介護支援センターが、高齢者や家族の生活上の困りごとや介護に関する情報提供や総合相談を行っていますが、今後、様々なライフスタイル（価値観）を持つ世代が高齢者となり、生活支援に関する要望内容がますます多様化することが予想されるため、相談・支援機能の質的向上を図っていく必要があります。

さらに、本市では高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防や生活支援の観点から各種の高齢者福祉サービスや家族介護者支援事業を行っていますが、認知症や寝たきり予防の観点からも一層重視し、高齢者およびその家族の状況に対応した事業を展開することが重要です。

介護については、介護保険サービスの利用が拡大し、重度の要介護認定者を中心に依然として施設入所志向が高い状況ですが、平成18年度の介護保険法の改正により、予防重視型の制度への転換や新たなサービス体系の確立が図られたところであり、今後は、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活ができるよう地域密着型サービス基盤の充実や家族介護者に対する支援を推進する必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
介護予防を進めるため地域支援事業を実施します	地域支援事業対象者（特定高齢者に対する割合）	%	0.0	H16	3.8	H20	6.2	
住み慣れた地域での介護サービスを確保します	介護保険地域密着型サービス事業所数	カ所	0	H16	15	H20	20	
認知症に関する理解を深めるためサポーターを増やします	認知症サポーターの数	人	新規	--	1,733	H20	4,000	

「施策方針」

（1）生きがい活動・社会活動の推進

高齢者が生きがいをもって生涯を過ごせるよう、身近な地域でレクリエーションを楽しめる場や仲間づくりの機会の拡充に努めるとともに、文化・スポーツ活動、野菜の小規模生産をはじめとする「ものづくり」活動、ボラン

ティア活動などに活発に取り組まれるよう支援します。

また、高齢者を対象にした学習講座などの開催とともに各種団体の育成や交流を図り、学習活動の促進と機会の拡充を進めるために、生涯学習推進体制の整備に努めます。

さらに、就労を通じた生きがいづくりを進めるため、シルバー人材センターおよび京丹後市高齢者人材バンク制度の活用を推進し、積極的な社会参加および能力活用の促進を図ります。

(2) 生活支援・在宅福祉対策の推進

何らかの支援が必要になった高齢者に対して、介護保険給付に限らないさまざまなサービスを適切に供給することで、可能な限り自立した生活ができるように支援し、あわせて家族の負担の軽減を図れるよう、サービス供給体制のさらなる充実を図ります。

そのため、各種福祉サービスや介護が必要な高齢者のための基盤の充実を図るとともに、行政や地域、事業者相互の協力と、保健・医療・福祉分野における地域資源の幅広い活用や有機的な連携などにより、地域全体で高齢者を支援する体制の充実・強化とサービスの質の向上を図っていきます。

さらに、地域包括支援センターの体制を見直すとともに、高齢者の虐待や権利擁護などの複雑困難な事例に対して、より専門的な支援ができるよう同センターを担う人材の育成と確保に努め、機能の充実を推進します。

(3) 社会参加を支える環境整備

高齢者等が地域社会の中で、安全で快適に社会参加を果たせる環境を整備するため、公共空間や交通機関などにおけるバリアフリー化を推進します。また支援が必要な高齢者の外出支援については、社会福祉協議会などが福祉有償運送により実施していますが、住み慣れた地域で自立した社会生活を営んでいただけるよう、さらに利用されるかたの声を聴きながら福祉車両や公共交通等の整備充実をめざします。

(4) 介護予防の推進

寝たきりや認知症の予防の観点から、65歳以上の高齢者に対して生活機能評価を行い、機能の低下がみられるかたに対して引きこもり防止や運動機能向上を目的とする教室への早期参加を勧奨するなど、介護予防事業の充実を図ります。

また、地域包括支援センターを中心として、ひとり暮らしや高齢者世帯の現状を把握し、健康管理や介護予防のための支援に努めるとともに、介護認定要支援者に対しては、要介護度の重症化を防ぐために個別に介護予防計画を立て、連続して効果的なサービスが受けられるよう支援します。

(5) 介護保険制度の充実

本人や家族の状況に応じた施設サービスや在宅サービスの充実と質の向上を図り、総合的・継続的な支援が提供できるよう基盤整備に努めます。

特に、介護保険によるサービス提供については、出来るだけ住み慣れた地域で生活できるよう、グループホームや在宅生活を支えるための通所・訪問・宿泊の機能を備えた小規模多機能型介護拠点の整備を順次行っていますが、旧町単位で設定されている生活圈域ごとに適正に配置する必要があるため、引続き各圏域ごとの配置状況をみながら整備を推進します。また、家庭での生活を継続することが困難な要介護者のために、特別養護老人ホームの整備をさらに推進します。

「主要事業」

- ・ シルバー人材センター推進事業
- ・ 地域支援事業
- ・ 地域密着型サービス基盤整備支援事業
- ・ 高齢者福祉施設整備支援事業
- ・ 特別養護老人ホーム整備事業
- ・ 地域密着型施設整備事業
- ・ 健康長寿のさとづくり推進事業
- ・ 在宅健康管理システム事業（再掲）

第4章 次代を担う若い力が活躍できる生涯学習都市

1 子育ての支援

「現況と課題」

家族や就労形態の多様化、子どもの遊び場や身近な自然環境の減少など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。本市においては、近年、人口の高齢化とともに、少子化が急速に進んでおり、人口減少の一因にもなっていることから、今後のまちづくりにおいて子育て支援の環境整備は重要な課題です。

市内の子育て支援施設は、市立の28保育所、3幼稚園、10箇所の放課後児童クラブ[※]、旧町ごとに1箇所を設置している子育て支援センターがあり、また私立では認可保育所が1施設、無認可の事業所内保育所が5施設あります。（平成21年度末現在）

これらの内、市の施設の中には老朽化が著しいものもあり、また同時に児童数が大幅に減少している施設もあることから、適切な改修整備とあわせて統廃合が必要となっています。また、休日保育や夜間延長保育などの保育サービスの拡充と同時に保育所運営の効率化を図るための民営化の推進、および幼稚園が未設置の地域については、統廃合にあわせた幼保一体化・一元化についても引き続き検討します。

また、共働き家庭の増大や就労形態の多様化にともない、放課後児童クラブは利用希望が多く、開設場所と運営経費の確保が大きな課題となっています。

子育てに関する相談や保育所入所前の子どもとその保護者を対象とした交流活動の拠点となる子育て支援センターも、利用希望が多く利用が制限される状況となっており、既存施設での活動の充実を図るとともに、増設も必要となっています。

今後、児童と家庭を取り巻く環境の変化にともなっていますますます需要が高まるであろう、低年齢児保育や一時保育、休日保育、夜間延長保育、病後児保育などの多様な保育サービスを展開するとともに、地域全体で子育てを支援するためのファミリーサポートセンター[※]の体制を充実するなど、子育て世代が「子育て」と「就労」を両立できるよう、「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」に基づいた総合的な支援策を推進していく必要があります。

また、児童虐待やいじめの防止を図るため、地域や学校など様々な場や機会を通じて、人権に関する教育や啓発活動を推進するとともに、子育て中の親等の不安や悩みに対応する家庭子ども相談室の活動の充実を進める必要があります。さらに、要保護児童の適切な保護や保護者の支援を図るため要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの強化が必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
多様なサービス提供をめざします	低年齢児保育利用児童数	名	265	H16	275	H21	360	
	延長保育利用児童数	名	30	H16	34	H21	50	
	放課後児童クラブ利用児童数	名	65	H16	303	H21	330	
みんなで支え合う子育て環境をめざします	子育て支援センターの設置数	カ所	新規	—	6	H21	7	
	ファミリーサポートセンター登録会員数	名	新規	—	73	H21	350	

※放課後児童クラブ：親が働いていて放課後の保育が保障されない学校児童等を対象に、家庭に代わる保育を行う施設・事業。

※ファミリーサポートセンター：仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児等の支援を受けたい人と支援を行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせて助け合う会員組織。

「施策方針」

(1) 子育てと仕事の両立支援

核家族化、少子化、共働き家庭の増大や就労形態の変化にともなう保育ニーズの多様化に対応するため、延長保育や低年齢児保育の充実をはじめ、医療機関との連携による病後児保育の実施、一時保育の充実、放課後児童クラブの施設確保や指導員体制の充実など、子育て世代が「子育て」と「仕事」を両立できるよう、地域のニーズに即したサービスの展開を図ります。

また、保育所運営の効率化を図るため、一部の保育所の民営化を図り、これにあわせて、休日保育や夜間延長保育などの取組みを行ないます。

(2) 子どもの健やかな成長支援

保育所については、老朽化施設の早期改修を図るとともに、各保育所において児童数が適正規模となるよう、必要に応じて統廃合を行ないます。

幼稚園については、既存施設等の定期的な点検と整備の充実に努め、快適で安全な教育環境の確保を図り、幼稚園がない地域で就学前児童の保育と教育を一体的に行うため、保育所の統廃合にあわせて施設の整備を検討します。

放課後児童クラブについては、利用の増加に対応するため、増設も含め体制の拡充に努めます。

また、子どもの発育状況を管理し、あわせて発達障害児等に対する適切な対応を図るため、各種乳幼児健診の充実と受診率の向上を一層推進し、疾病の早期発見や発達の遅れがみられる児童などへの早期対応と継続的な支援に努めます。

(3) 地域における子育ての支援

家庭子ども相談室や子育て支援センターを中心に、子育ての不安や悩みの解消と子育て支援を目的とした、より身近な相談窓口の充実に努めます。

また、子育て支援センターや各種健診・教室、サークル活動などを通じた交流機会の一層の充実に努めるとともに、「子育て情報誌」の発行やインターネット等を活用した情報発信を進めます。

あわせて、子どもを地域ぐるみで育てると意識の醸成に努めるとともに、市民相互の子育て支援制度として運営する有償・登録制のファミリーサポートセンターの活動の充実および会員数の増加に努めます。

(4) 子どもの人権擁護の推進

虐待や育児の悩みなど様々な問題を相談できる窓口として、また市民からの情報提供にも対応できるよう家庭子ども相談室の体制の充実に努め、あわせて地域や学校など様々な場や機会を通じて子どもの人権に関する教育や啓発活動を推進し、子どもの人権擁護の推進に努めます。

また、要保護児童対策地域協議会を中心として、要保護児童等に対する適切な対応を行うため、関係機関との連携強化に努めます。

さらに、児童が凶悪な犯罪等に巻き込まれることのないよう、パトロールの実施やこども110番の家事業の充実など、地域ぐるみの防犯体制の整備とそのネットワーク化を推進します。

(5) 子どもの個性・創造性を育む環境整備

子育てに適した環境の中で、それぞれの子どもが個性・創造性を育み健やかに成長できるよう、身近な生活環境の保全に努めるとともに、自主性や社会性を遊びやスポーツ、文化活動、地域活動などを通して身につけられるように、子供同士および幅広い年代の地域住民が交流できる場づくりを推進します。

「主要事業」

- ・ 保育サービスの拡充
- ・ 子育て支援センターの充実
- ・ ファミリーサポートセンターの活動充実
- ・ 子育てネットワークの強化
- ・ 保育所施設整備および統合整備事業

2 学校教育の充実

「現況と課題」

本市には、幼稚園3園、小学校31校、中学校9校があり、市人口の約9%にあたる約5,600人の子どもが在籍しています。(平成21年度末現在)

本市のまちづくりは、未来を担う子どもたちの豊かな感性や個性を育むことから始まります。本市の公教育は、ふるさとの自然や歴史を活かした学習をはじめ地域産業やまちづくりへの参加などを通じて、「特色ある学校づくり」「地域に開かれた学校づくり」「信頼される学校づくり」を進めることを基本としています。

本市の教育課題は大きく二つあり、幼児・児童・生徒の「たくましく生きる力」の育成を基本とし、基礎・基本を徹底して学力の充実・向上をめざし、一人ひとりの豊かな心をはぐくみ、個性を伸張する教育の充実を図ること、および不登校児童生徒の減少と解消を図ることです。

一方、昨今の少子化に伴い、児童・生徒数が減少し、小学校・中学校の小規模化が顕著になってきています。小学校では50人未満の学校が6校、中学校では1校あり、さらに6年後には小学校で11校となることが予測されるなど、今後も児童・生徒数の減少が続く見込みの中、学校の小規模化が一層進んでいきます。

施設については、築後30年以上経過している学校が3割を超え、旧耐震基準で設計・建築された学校は約半数にのぼるため、年次計画により耐震二次診断および補強工事が必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等(備考)
安全で快適な教育環境をめざします	旧耐震基準の校舎	校	17	H16	25	H21	12	年次計画策定中
	調理室の空調化	校	新規		8	H21	全校	
	図書室の空調化	校	新規		3	H21	全校	中学校のみ

「施策方針」

(1) 学校規模の適正化

学校規模の適正化を図るため、小学校、中学校の統廃合について、児童生徒の将来推計人数等を踏まえて「京丹後市学校再配置計画」を策定し、京丹後市における新しい学校づくりを推し進めます。

通学方法については、小学生は原則として徒歩通学とし、学校までの実距離が3キロ以上となる場合には通学支援(スクールバス等)を行いません。高学年については自転車通学も考慮します。また、中学生は原則として徒歩、又は自転車通学とし、6キロ以上の遠距離通学者には、通学支援を行いません。ただし、3キロ、6キロ未満の距離であっても、通学路の道路状況、除雪状況および安全施設等の状況を勘察し、通学支援策を講じることとします。

スクールバスの運用については、地域における格差をなくし、すべての児童生徒が安全に安心して通学できるよう、必要な車両および運行体制の確保を図るとともに、市営バスや複数地域での共用等、効率的な運用に努めます。

(2) 学校教育施設の整備・充実

老朽化の進んでいる校舎については、適切な改修に努めるとともに、耐震基準を満たさない校舎については、年次計画により可能な限り早期に耐震化を図り、安全で安心できる教育環境を確保することとします。

また、施設および設備の整備にあたっては、安全性を重視した適切な整備を進めるとともに、コンピュータや視聴覚教材など時代に即した設備の充実と、積極的な活用を進めます。

さらに、校舎・校地の美化に努め、遊具の適正管理、学校敷地内禁煙など快適な教育環境づくりに努めます。

(3) 学力の向上と心身の育成

創意を生かした特色ある教育課程を編成実施し、基礎・基本の確実な習得、これらを活用して課題を解決するた

めに必要な判断力・思考力・表現力などを育成するとともに豊かな心とたくましい体の育成に努めます。

児童生徒の学力状況を的確に把握・分析し、言語に関する能力の育成を基盤として、学力の充実向上をめざす授業改善の取組を組織的・計画的に推進します。また、自然とのふれあいや地域の人々との交流、体験学習など豊かな教育を推進し、健康な心とからだを育成するとともに、郷土を愛し、人間性にあふれる豊かな児童生徒の育成をめざします。

また、丹後の歴史や文化等に関するふるさと学習を推進します。そのため、これらに対応できる指導者の育成と確保に努め、教職員の資質能力の向上に向け、各種研修を積極的に推進します。

さらに、スクールカウンセラーやスクールサポーターの配置により相談体制の充実を図り、不登校・いじめ等の未然防止と問題解決に努めます。また、幼・小・中学校の連携を強化し幼児児童生徒一人一人のケースに応じた組織的で細やかな指導に努めます。

(4) 食育^{*}の推進

幼いころから望ましい食習慣を身につけ、健康で豊かな人間性を育めるよう、給食の時間や、家庭科、社会科、体育科をはじめとする各教科と関連付けて食に関する指導の充実を促進します。さらに、食料の生産や地域の食文化についての理解を深め次代に継承していけるよう地元産食材や郷土料理の活用を積極的に進めます。

(5) 学校、地域の安全確保

市民情報配信システムを活用し、希望者への不審者情報などの提供を行います。

学校構内への不審者の侵入を未然に防止できるよう、通報機器や防犯用具等の設置を進め、防犯体制の強化に努めます。

児童生徒に対しては、交通安全教室や防犯教室などの充実とともに、通学時の安全対策の取り組みとして、老人会など各種の地域団体に協力を求め全市的な安全確保に努めます。

また、PTAや地域の方々で組織する「地域子ども見守り隊」による立ち番や、にこにこカーによるパトロール等の市民の活動の拡大を促進し、子ども達の登下校の安全を地域全体で作ります。

(6) 地域に開かれた学校づくり

各学校の教育活動や学校運営について広く理解を求めため、授業や学校行事への参観を進め、あわせて学校だよりや学校ホームページを活用して学校の情報を積極的に地域へ発信していきます。

さらに学校評議員制度^{*}や学校外部評価などを活用して、保護者や地域住民に信頼される学校づくりに努めます。また、社会教育や各種団体活動との相互連携を強化し、地域に開かれた学校づくりをめざします。

「主要事業」

- ・教育相談員、スクールカウンセラーの配置
- ・スクールサポーター（介護職員、心の教室相談員、困難校加配など）の配置
- ・スクールバスの更新
- ・耐震診断と耐震補強事業
- ・学校施設整備および統合整備事業
- ・学校支援地域本部事業

※食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※学校評議員制度：保護者や地域の方の意見を幅広く校長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを推進し、家庭や地域と連携協力しながら教育活動を推進できるよう、学校を支援する制度。

3 若者の育成

「現況と課題」

近年の核家族化・少子化や家庭・地域における教育機能の低下などの社会環境の変化は青少年の育成に大きな影響を与えています。不登校やいじめ、暴力、薬物乱用などの問題の深刻化が指摘されるほか、インターネット等の普及による有害情報の氾濫やフリーター・ニートの増加といった若者自身のライフスタイルの変化など、世代間における人生観や価値観の違いもこれまで以上に大きくなっています。

本市における青少年健全育成の推進母体は、旧町においてそれぞれ組織された青少年健全育成会などで、家庭教育の充実や非行防止活動など関係機関と連携し活動の推進を展開してきました。

今後は、これらの旧町ごとの組織をはじめとする関係機関・団体の連携強化と全市的な取り組み体制の確立が必要となっています。また、家庭・地域・学校・事業所が一体となって青少年の健全育成を図れるよう、各校区や地域における活動組織づくりなどへの支援体制の充実が必要です。

さらに、若者の自主的な活動への積極的な支援や、まちづくりにおいても若者が活躍できる場づくりを進める必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
青少年の学校外活動の充実をめざします	地域子ども教室数	カ所	8	H16	9	H19	12	
若い力が活きるまちづくりをめざします	10代の若者のまちづくりへの参画機会	回	12	H16	0	H19	24	まちづくりフォーラム、若者の集い等のイベント、アンケートの実施等

「施策方針」

（1）青少年の健全育成

家庭・地域・学校・事業所が一体的となって青少年を取り巻く環境浄化に努めるとともに、相談体制の充実と指導者の養成に努めます。

自然や仲間とのふれあいを通して、自立心・自主性のあるたくましい青少年を育てるため、宿泊体験等、集団活動の機会や活動の場の充実を図ります。また、親と子のふれあいを通じて互いの理解を深めるため、親子がともに参加できる体験活動等の事業の開催を進めます。

（2）まちづくりへの若者の参加促進

市内で暮らす若者が地域社会の一員として、夢と希望を抱き良好な生活環境を確保することができるよう、ボランティア活動をはじめ、まちづくりに対する様々な取組みを支援するとともに、まちづくりのためのアンケートや意見募集などの機会を通じて、また、様々なニーズに対応した社会教育活動の推進を図る中で、若者の積極的な参加を促進します。

さらに、若者の自主的な活動を育成するため、まちづくり・イベント・文化・スポーツなどに関する自主企画・運営に対し、積極的な支援を進めるとともにリーダー育成に努めます。

「主要事業」

- ・ こども体験イベントの実施
- ・ 地域若者塾[※]の創設
- ・ 地域子ども教室の拡充

※地域若者塾：生涯学習の一環として、地域づくり、まちづくりのための提言や地域の良さを再発見し外部へ発信する等の活動を行う、地域の若者（高校生以上）で構成する組織。

4 社会教育・スポーツの充実

「現況と課題」

本市では、各地域において地域・地区公民館や体育協会・文化協会所属団体を中心に、公共施設を利用した各種スポーツや文化活動が活発に行われています。

本市の社会教育施設は、旧町がそれぞれに地域の文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図るために整備してきましたが、社会体育施設はおおむね充実している一方で文化施設が不足しています。

公民館については、地区公民館の配置密度のばらつきや、各施設間の管理体制の相違が課題となっています。また、これらの社会教育施設については老朽化したものも多く、計画的な整備改修を図る必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
だれもがいつでも学び活動できる環境をめざします	地区公民館の適正配置	カ所	45	H16	51	H19	31	
	スポーツ実施率の向上	%	未調査	H16	24.8	H17	週1回、50% （成人）	健康増進計画アンケートより

「施策方針」

（1）公民館の適正配置

地域公民館は、旧町単位に1施設が配置されていますが、地区公民館については地域によって設置密度に著しい差があるため、地域住民との十分な協議の上で効果的な再配置を図ります。また、地区公民館の管理・運営体制の全市的な統一を図っていきます。

（2）図書館の機能充実

児童図書や情報・語学・環境関連図書、地域の歴史文化資料など、本市のまちづくりに資する良質な図書・資料の充実に努め、あわせて映像や音楽、デジタル情報などの多様な媒体による情報提供機能の充実を図ります。

また、子どもを対象とする読み聞かせやお話会の開催、図書関連情報の広報誌やホームページでの発信など、市民の図書館利用を拡大するための事業を充実します。

（3）生涯学習推進体制の整備

産業雇用や健康、福祉分野をはじめとする各専門部局と教育委員会との連携強化に努めるとともに、全市的な生涯学習推進体制を確立し充実を図ることによって、より体系的で多くの市民が参加しやすい生涯学習推進のための環境整備を行います。

（4）生涯スポーツ社会の実現

スポーツ活動は、健康の保持増進はもとより、日々の生活をより豊かに充実したものにする役割を担っており、幼児から高齢者までそれぞれの年代、体力、目的に応じて楽しむことができます。市内では小学生を中心に野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、柔道、剣道などのスポーツ教室が積極的に運営されています。また、高齢者を対象としたゲートボールやグラウンドゴルフ、京丹後市体育協会が主催する総合体育大会を始めとする種目別競技大会、および体育指導委員会が推進する、だれでも、どこでも手軽にできるニュースポーツ教室など、それぞれの組織、団体が積極的に活動を行っています。

今後も、市民の多くが生涯を通じてスポーツに親しめる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて、市スポーツ振興計画に基づき、関係機関、団体、地域住民と連携した取り組みを進めます。

(5) 社会体育施設等の整備・充実

老朽化の進んでいる社会体育施設や社会教育施設の適切な改修を計画的に実施するよう努めます。また、公民館施設については、利用者の安心安全に資するため耐震化を推進します。

「主要事業」

- ・ ニュースポーツの普及
- ・ 運動施設整備事業
- ・ 社会教育施設等整備事業

5 歴史文化遺産の保全と活用

「現況と課題」

かつて、いわゆる「丹後王国」として栄えた本市には、日本海側屈指の史跡群や貴重な出土品があり、また、建造物や工芸品などの歴史文化遺産や学術上価値が高い自然遺産も多く存在しています。指定文化財としては、国指定関連 21 件、府指定関連 64 件、市指定 95 件の合計 180 件（実件数 168 件）があります。

市が所有する出土遺物や民俗・歴史資料などの地域の歴史・文化・自然を物語る文化財は、丹後古代の里資料館、琴引浜鳴き砂文化館、網野郷土資料館の 3 館で市民や観光客を対象に展示を行い、3 千箱近くにのぼる遺物や資料の整理・保管を行っています。

これらの貴重な遺産を後世に継承し、学習と観光の両面から地域の活性化などまちづくりに活かすために、情報提供拠点としての既存資料館の機能の拡充や、丹後学の普及のための人材育成の機会の充実を図っていく必要があります。

また、郷土史研究者等による任意団体や地区等が行う市民活動との連携および各団体間の相互ネットワークを構築し、本市の歴史文化に関する情報提供体制の充実を図っていく必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度目標値	説明等（備考）
「丹後王国」情報発信の力を高めます	文化財博士登録制度の登録者数	人	0	H16	34	H20	100	博士のみ
	京丹後市史の刊行	冊	新規	—	0	H20	14	

「施策方針」

（1）歴史資料館のネットワーク

既存の 3 資料館については、地域間相互の歴史的関連性に着目して情報化を進めるとともに、それぞれの資料館の特徴化を図ることによって、学習・観光両面での機能を高めます。このため、生涯学習や観光関連部局との連携のもとに、情報ネットワークを構築し、各種の展示会、講演会等の開催を通じて本市の優れた文化財の普及啓発に努めます。

（2）丹後王国の歴史文化の保存・発信

「丹後王国」の歴史文化について、市内外の人々が親しみ、また、研究を深めることができるよう、その拠点となる情報発信施設として既存の資料館の整備充実を図り、また、史跡の活用を進めます。

また、その際には、ハード・ソフト両面において市民参加の積極的な受け入れ体制づくりを進めるとともに、将来的には市外、国内外を問わず、世界に開かれた情報・研究拠点づくりをめざします。

（3）文化財の保存と活用

出土遺物をはじめとする多数の文化財、民俗資料等の収蔵施設の整備と、計画的な収集・整理・保存を図ります。あわせて、指定史跡の調査をはじめとする遺跡調査と整備の実施に向けた取り組みを進めます。

また、宅地造成などの開発行為により貴重な歴史・文化財が損なわれることのないよう、指導・調査体制の充実と啓発に努めます。

本市丹後学の歴史や文化財分野のスペシャリスト（文化財やふるさとを愛する人）を育成するために「京丹後史文化財博士」の登録制度を活用するとともに、広報誌の「京丹後市の文化財」欄やホームページ等を活用した情報提供や郷土史研究会、自然保護団体等の市民活動団体との連携などを通じて、丹後の歴史・文化財の研究と知識の普及に努めます。

また、より多くの市民が本市の歴史や文化に親しみ、次代へ継承していけるよう、丹後の歴史等に関する各種事

業をはじめ、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて文化財等の活用を進めます。

(4) 市史編さんの取り組み

市民一人ひとりが本市を再認識し、丹後人としての誇りと責任感を持ってまちづくりを進める指針となるよう、新たに発見された資料も活用して『京丹後市史』を編さんし、発行します。

「主要事業」

- ・ 史跡・遺跡調査および整備事業
- ・ 資料館等ネットワーク事業
- ・ 文化財保存整理事業と活用
- ・ 市史編さん事業
- ・ 京丹後史研究の普及振興事業（文化財博士）

第5章 共に築き、結び合うパートナーシップ都市

1 地域コミュニティの強化

「現況と課題」

今までの地域社会は、集落を単位として自治組織が形成され、自分達の地域は自分達で守るという意識のもとに、組織を構成する一人ひとりが身の回りの課題を「地域の問題」として認識し、住民皆が力を合わせることで解決する地域共同体（コミュニティ）として自立した活動が行われてきました。しかしながら最近^ゆは、「結いの心（地域住民が助け合う自治の心）」が希薄化して地域の連帯感が弱まり、かつてのような集落自治の維持が困難な状況となっています。

一方で、住環境の保全、防災、防犯など個人の力では解決できない問題が増え、また市の財政の悪化が進み、かつてのように多様な地域住民の要望に十分に応えることも困難となりつつあることから、地域住民が地域の身の回りの課題を見つめ直し、「自分たちで出来ることから始める」という意識のもとで自らその課題の解決に取り組む「地域力」の再生が重要な課題となっています。

地域コミュニティの活力強化は、そこに住む人々が誇りを持ち、お互いを尊び合うなかで連帯し、民主的な運営を行なう共同体であることが不可欠の条件であり、地域住民が一体となって自主的かつ自発的に地域づくりをすすめることが今後ますます重要となります。

このため、平成20年4月1日から施行された「京丹後市まちづくり基本条例」の下で、住民自らが地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することを推進します。

また、全国の主に山間地に位置する集落を中心に、極端な世帯数・人口の減少と高齢化の進行により集落機能が低下し、将来に集落の消滅が危惧される、小規模高齢化集落（いわゆる「限界集落」）が発生しています。

京丹後市においても平成20年度末で15集落が該当し、また近い将来そうなるであろうことが推測される集落も70集落を数えます。

集落機能の著しい低下は、農地や山林の荒廃やそれにとまなう公益機能の低下など様々な分野に悪影響を及ぼす懸念があり、また、何よりもそこに住む市民の生活水準の低下や安全・安心を脅かす結果を招きかねない重大な課題であることから、機能維持のための施策が必要とされています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
ともに歩めるまちづくりをめざします	地域まちづくり計画 [※] の策定件数	件	0	H17	0	H20	30	

「施策方針」

（1）地域自治活動への支援

地域住民が主体的に参加し、自らの手で地域像を創造しようとする取り組みの中から地域の連帯感が生まれ、いきいきとした地域共同体が形成されます。このため、地域の学習や話し合いによってすすめる「地域まちづくり計画」の策定を促進するとともに、「自分たちで出来ることから始める」意識づくりや活動を支援します。また、地域間の交流を促進し、幅広い協力や連携を支援します。

※地域まちづくり計画：地域に住む市民自身が地域の振興を計画的に推進するために、地域住民団体等が自ら策定する計画。

(2) 地域リーダーの育成

集落自治、防災・防犯、環境対策、福祉対策などの地域の諸課題について、「自ら考え、自ら行動する」意識の醸成に努めるとともに、地域の各種活動組織への支援を通じリーダーを育成します。

(3) 地域コミュニティとの連携・強化

コミュニティの果たす役割が今後さらに重要になることを認識するとともに、地域を支える人々とのさまざまな場面での連携強化を促進します。

(4) 小規模高齢化集落の維持

集落機能の低下による悪影響をできるだけ軽減し、集落の維持を図るため、該当集落住民や周辺地区および関係機関と十分な協議・協力のもとで、集落巡回や住民意見の集約、集落点検などの人的な支援員制度を設けます。

4 「主要事業」

- ・京丹後市まちづくり委員会事業（仮称）
- ・市民力活性化推進プロジェクト事業※
- ・市民協働のまちづくり事業
- ・集会施設等整備事業
- ・地域まちづくり支援事業
- ・職員による地域パートナーの取組み
- ・小規模集落支援事業

※市民力活性化推進プロジェクト事業：市内で公益・社会貢献的的事业を実施する団体に対し、その事業費を助成する京丹後市の市民団体助成制度

2 協働と共創のまちづくりの推進

「現況と課題」

福祉、環境、まちづくり、防災などさまざまな分野で、ボランティア組織、NPO（民間非営利組織）などによる市民活動が活発化しています。これらの団体は、公共サービスの新しい担い手としてその活躍に大きな期待が寄せられており、市民の自主的・自発的な公益活動がさらに活発になるように環境の整備を図っていくことが必要です。

こうした中、本市では、合併後、旧町単位に設置した地域振興協議会・地域まちづくり協議会において、地域の課題や課題解決のための取り組みなどについて協議を進め、それぞれの協議会より提言をいただきました。今後、その提言を踏まえた地域振興策や地域課題解決策を検討し、必要なものから施策に反映します。

地方分権時代となった今、まちづくりには、主役である市民の力が求められています。

まちづくりを進めていくうえの基本的なルールを示した「まちづくり基本条例」が多くの市民参加によって作られ、平成20年4月に施行されました。

さらに活力ある住みよいまちを築いていくためには、この条例に則り、市民・自治組織・企業・NPO・ボランティア組織など多様な主体と行政が、対等の立場で力を合わせ、知恵を出し合い問題を解決していく「協働と共創のまちづくり」を推進していくことが求められています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
公益活動の新たな担い手を育成します	NPO法人の設立件数	法人	4	H16	14	H20	30	市内に本拠を置くNPO法人
	市民力活性化推進プロジェクト事業補助金応募団体数	団体	新規	--	22	H20	40	

「施策方針」

（1）市民活動の促進

公益性のある市民活動はまちづくりの大きな力となります。まちづくり基本条例に掲げる6つのまちづくりの目標※を推進するため、市民生活のさまざまな分野において、市民が自ら考え行動する市民団体活動やボランティア活動、NPO活動などの公益事業の拡大を促進します。

（2）広報広聴の充実

まちづくり基本条例では、まちづくりを進める上での原則の一つとして「情報の共有」を掲げています。市の持つ情報を市民に提供することはもちろんのこと、市と市民相互が情報を発信しあい、強い信頼関係を築いていくことが大切です。このため、広報紙やホームページの充実に努めるとともに、出前講座など行政施策や制度についての説明会を実施します。さらに、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどの新しい伝達手段の活用や防災行政無線などの緊急時にも対応できる迅速で双方向性のある広報手段の運用を進めます。

また、地域を単位とした懇談会や、グループ・個人が参画できる広聴手段の提供など、市民の「声」を聴くためのさまざまな広聴機会の拡充に努めます。

※6つの目標：(1)健やかで生きがいのある暮らしを実現するまちづくり (2)安全で安心して暮らせるまちづくり
 (3)お互いに支え合い、助け合うまちづくり (4)歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまちづくり
 (5)美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり
 (6)次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいだき、いきいきと成長するまちづくり

※コミュニティFM：ひとつの市町村内の区域で、地域に密着した情報を提供するFM放送

(3) 情報公開の推進

利用しやすく、わかりやすい情報公開制度の確立に努めるとともに、市民参加を促進するための積極的な情報提供と、情報公開制度の前提となる公文書の適切な管理に努めます。また、個人情報保護制度の適切な運営を図り、市民の権利利益の保護に努めます。

(4) 組織間のネットワークの形成

地域団体・市民グループなどが相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるよう、市民・ボランティア・NPO・企業・行政との連携強化の場づくりなどのシステムを整備し、あわせて各組織間のネットワークを図ります。

(5) コミュニティビジネスの育成・支援

コミュニティビジネスは、地域住民団体や市民団体などが、地域資源を活用して、地域の抱える課題や地域住民の意向・要望に有料サービスにより対応し、その活動で得た利益を地域社会に還元する事業のことで、収益により事業実施団体の自立と継続性を担保すると同時に地域経済の活性化や地域の特長を生かしたまちづくりを推進する手法として期待されています。

本市においても、指定管理者制度を活用した地区や地域住民団体によるコミュニティビジネスの兆しが現れていますが、今後も公共サービスの効率化とあわせて、地域コミュニティや市民団体を行政サービスの協働化・民営化のパートナーとして育成するとともに、コミュニティビジネスの起業を積極的に支援します。

(6) 協働と共創の仕組みづくり

市が行っている行政サービスの様々な分野で、協働事業を市民団体等から公募する提案制度を立ち上げ、委託・補助・共催・後援による協働と共創の仕組みづくりを進めます。

また、協働によるまちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを明確にした「まちづくり基本条例」が、京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうかなどを市民参加によって検討し、その結果に基づき見直しを行います。

4 「主要事業」

- ・ 広報・広聴活動の充実
- ・ 京丹後市ホームページへの「協働ポータルサイト^{*}」設置
- ・ 市民力活性化推進プロジェクト事業（再掲）
- ・ 地域力向上のための活動スペース確保事業（仮称）

^{*}ポータルサイト：インターネットに接続した際に最初にアクセスする WEB ページ。そこから関連する様々な WEB ページにいける。

3 人権の尊重

「現況と課題」

基本的人権の尊重は、市民の誰もが希望を持って、いきいきとした社会生活を送るうえで欠くことのできないものです。

現在の社会においては、未だ出身地、年齢、心身の障害、性別、国籍、学歴、思想、職業、病歴などを理由とする偏見や先入観に基づく差別が存在し、また学校におけるいじめも大きな問題となるなど、人権にかかる問題が数多く見受けられます。さらに近年ではインターネット等情報機器を通じた人権侵害事件も発生し、膨大な個人情報が一瞬にして流出して悪用されたり、いわゆる「ネットいじめ」や「電子掲示板への差別的書き込み」「殺人サイト」などが大きな問題となっています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが自らの課題として、人権尊重の理念を深めることを目的としています。人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるように人権学習や相談体制の整備をすすめ、すべての人々の個人の尊厳が守られる地域社会を築くことが必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
人権学習を推進します	人権学習会の開催回数	回	5	H16	5	H20	10	
	人権学習会への参加者数	人	450	H16	864	H20	1,600	

「施策方針」

（1）人権学習の推進

平成12年に公布された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に基づいて、平成20年度に京丹後市の人権教育・啓発に係る基本的指針として「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場において人権学習を推進します。

特に社会教育においては、日常生活の具体的な問題を掘り起こし、市民が意欲を持って学習できる方法を工夫し、参加型体験学習の活動などを通して人権意識の確立を図ります。

（2）人権啓発の推進

基本的人権を尊重する社会を築くために、広報活動や相談体制の充実などにより人権啓発活動を推進し、関係機関などとの連携により人権擁護への対応の強化を図ります。

また、人権啓発の推進のために、指導者の養成や啓発資料の整備に取り組み、より効果的な手法による啓発事業の実施に努めます。

（3）人権尊重の総合行政の推進

あらゆる施策について、人権尊重の視点が反映されるよう総合行政を推進するとともに、施策の点検・評価と改善の仕組みを確立します。

また、京丹後市人権啓発推進協議会※を通して、各地域コミュニティや各種団体との連携の強化に努め、全市的な人権啓発事業への取り組みを推進します。

「主要事業」

- ・ 人権学習推進事業
- ・ 人権擁護相談体制整備事業
- ・ 人権問題に対する市民意識調査

※京丹後市人権啓発推進協議会：市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会をつくるために人権を守る活動を市内で展開し、明るい町づくりに寄与することを目的に平成18年に設立。現在の加盟団体は29団体

4 男女共同参画の推進

「現況と課題」

古代から丹後は、国内でも珍しい女性首長を葬った大谷古墳の存在や丹後七姫に代表されるように女性が活躍してきた地域です。また、近世から現代にかけて丹後ちりめんの隆盛を支えてきたのは女性といわれるように、地域社会において女性が重要な役割を果たしてきました。

また、日本は人口減少時代を迎え、マンパワーの確保の面からも高齢者とともに女性の積極的な社会進出とそれを支える社会体制の整備が求められています。

しかしながら、本市が平成 16 年度に実施した「京丹後市男女共同参画計画策定のための住民意識調査」で、全体の 70%以上の方が「男性の方が優遇されている」と回答しているように、地域、職場、家庭などいろいろな分野で、意思決定の場への女性の参画は少なく、実質的な男女の平等は実現できていないと考える市民が多くを占めています。

したがって、まちづくりへの参画機会の平等、性別による差別的扱いや暴力の排除、およびあらゆる機会を通じた固定的な男女意識の改革を政策的に推進することにより、両性がともに尊重しあいつつ責任と役割を分かちあい、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するための環境整備や気運づくりを図る必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
男女共同参画社会を推進します	女性相談の充実	回/週	0.25	H17	0.5	H20	1	
	男女共同参画セミナーの開催	回	3	H17	4	H20	10	
	女性団体ネットワーク加入団体の確立	団体	0	H17	7	H21	20	
	仕事・家事の合計労働時間の男女格差	分	48	H16	未調査	H20	30	H22 調査実施予定

「施策方針」

(1) 男女がともに参画するまちづくり

市が行う政策・方針等の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市幹部職員・管理職および審議会委員等における女性の積極的な登用を図ります。

さらに、地域での活動の場や農林水産業・商工業等経済活動の場、家庭等における男女の固定的な役割分担の見直しや共同参画が進むよう、家庭、地域、学校、企業などの様々な機会での学習や啓発活動の充実に努めます。

(2) 人権の尊重と、女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性が配偶者や恋人から身体的、精神的暴力などの被害を受けるDV*（ドメスティックバイオレンス）を未然に防止できるよう、あらゆる機会を通じてDVに対する正しい認識を深めるための広報・啓発に努めるとともに、早期に被害者が相談など適切な対処を行えるよう、情報提供と相談体制の充実に努めます。

また、関係機関や民間団体との連携のもとに、被害者が一時的に避難できる場所を確保するとともに、経済的な自立を図れるよう支援に努めます。

(3) 喜びも責任も分かち合える家庭、地域社会づくり

男女がともに協力し合うことにより、家庭生活と仕事を両立させ、地域社会活動などに参加でき、健康でゆとりを持った生活基盤が醸成されるよう啓発に努めます。そのために男性の家事・育児・介護への積極的参加の促進を図るための講座や研修の充実に努めます。

※DV：近親者間暴力。身体的暴力のみではなく精神的・性的・経済的な暴力も含む。

(4) 職場における男女平等の促進

男女の雇用機会均等について現状把握に努めるとともに、企業等に対して、男女の平等な雇用機会および待遇の確保や育児休業の普及促進、セクシャルハラスメント※の防止などの啓発等を進めます。

また、女性自身が、自覚と責任意識を持ち、自らの能力を高めて発揮できるよう、女性のための講座や研修の機会づくりを進めます。

(5) 生涯を通じた女性の健康づくりの推進

女性の生涯を通じた健康維持を総合的に支援できるよう、母子保健サービスや周産期医療などの充実に努めます。

また、女性が妊娠や出産といった男性とは異なる健康上のライフサイクルに直面することについて、社会的な配慮が確立し、個人の性と出産に関する健康と権利の自己決定が尊重される社会をめざし、学校・社会・家庭教育等あらゆる機会を通じた啓発に努めます。

「主要事業」

- ・男女共同参画啓発事業
- ・男女共同参画社会学習推進事業
- ・女性センター施設整備事業
- ・女性相談事業
- ・男女共同参画社会に関する住民意識調査

※セクシャルハラスメント：「性的いやがらせ」のこと。身体への接触や性的関係の強要、性的なうわさを流すなど、相手の気持ちに反する性的な性質の言動を指す。

5 国際交流と地域間交流の推進

「現況と課題」

人やものが地球的規模で活発に移動し、またインターネット等の通信技術の急速な発達・普及により自由な情報交流が常に行われている今日においては、国際社会の動向と市民生活や地域社会とがリアルタイムに直接影響しあう状況となりました。

その結果、個人や組織がそれぞれにその個性を発信し、魅力を競い合う時代を迎えているとともに、市民一人ひとりが国際社会に参加し、国際交流・協力において重要な役割を直接担っている状況となっています。

本市では、外国青年招致事業（JET事業）や京丹後市国際交流協会への支援など様々な国際交流事業に取り組んでいますが、平成18年に中国亳州市との友好都市締結協定を結び継続的に交流事業を開催したり、(財)自治体国際化協会ソウル事務所に職員を派遣したりするなど、地理的条件や文化特性から、特に環日本海諸国を意識した交流を進めています。

今後も交流事業の拡充を図り、国際的な経済交流の推進、小中学生の交流、姉妹・友好都市の提携等を行い、広い視野と豊かな国際感覚を備えた人材の育成などに努める必要があります。

また、市内に在住する外国人が安心して生活できるよう、多言語による情報提供や相談体制の整備、日本語の学習機会の充実等に努め、あわせて市民と多様な文化や価値観を持つ在住外国人が気軽に交流できる機会の提供や国際理解学習の推進等を通じ、多文化共生社会の実現を目指します。

さらに、本市の産業・自然環境・文化などの魅力を積極的に世界に向け発信することにより、人やものが活発に交流する、活力にあふれたまちづくりを進める必要があります。

一方、国内各地との地域間交流は、現在、京都府最北端にある本市と最南端の市である木津川市との交流、府県境を挟んだ隣市である豊岡市との交流および中日本海沿岸に位置する5都市（敦賀市・小浜市・舞鶴市・宮津市・豊岡市）との交流の3つの交流事業を実施し、主に情報交換や国への要望を共同で行うなどの行政連携を行っていますが、今後は文化や観光・産業などの民間分野でも交流を進める必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
国際都市にふさわしい環境づくりをめざします	姉妹・友好都市提携締結数	都市数	0	H17	1	H21	2	
外国人も暮らしやすい環境づくりをめざします	市ホームページ外国語表記数（行政情報）	言語数	新規	--	1	H21	3	

「施策方針」

（1）国際化にふさわしい環境整備

社会的・文化的な関連性の高い地域との姉妹・友好都市提携を推進します。

国際化をめざして、学校教育や生涯学習など様々な場を通じて国際理解学習の機会づくりと外国語教育の充実にも努めます。また、市内の案内板、各種施設、観光パンフレット等への外国語の併記や、本市の観光地等を案内する観光・通訳ボランティアの養成など、国際化に相応しい環境整備を進めるとともに、国内外問わず多くの観光客に来ていただけるよう、本市の豊かな自然環境や観光資源を最大限に活かし、個性あふれた魅力あるまちづくりを推進します。

さらに、市国際交流協会が実施する市内に在住する外国人を対象とする日本語教室の開催や、通訳・翻訳ボランティアの発掘・派遣等の事業を支援し、在住外国人が暮らしやすい環境の整備を推進します。

（2）市民主体の国際交流の推進

市民主体の国際交流の推進に向け、市国際交流協会の活動充実の支援に努めるとともに、国際交流・協力団体等との連携を強化します。

(3) 地域間の連携と交流の強化

友好都市など交流のある国内都市との間で幅広く市民主体の交流を促進し、情報や産業、生活、文化など地域間の連携と交流の活性化を図ります。

「主要事業」

- ・ 中国や韓国などの環日本海諸国との交流促進
- ・ 歴史・産業等の共通基盤をもとにした友好都市提携の締結
- ・ 小・中学生の国外派遣事業の実施
- ・ 外国語教育の推進
- ・ 国内交流の推進
- ・ インバウンド推進事業（再掲）

6 文化芸術活動の振興

「現況と課題」

本市では、各地域の歴史的背景により個性に満ちた地域文化が形成されており、有形・無形の文化財や民俗文化など数多くの文化遺産に恵まれています。しかし、市民の生活が都市化・平準化するなかで、各地域固有の文化が風化し、誇りある歴史文化が継承されずに忘れ去られようとしています。

地域文化は、地域社会を豊かにするために非常に重要な資産であり、今後も各地域の歴史、風土等に培われた伝統的な文化の保存・継承、および地域や世代の枠を超えた新たな文化芸術活動を促進する必要があります。

また、豊かで質の高い生活が求められている中で、市民の文化・芸術活動に対する関心が、ますます高まってきており、市内各地域において、個人、サークル、文化団体などにより様々な文化・芸術活動が行われていますが、優れた文化芸術に親しむ機会や活動の成果を発表する施設は不足しています。

今後は、これまで以上に、優れた舞台芸術や美術工芸作品等の鑑賞機会を充実させるとともに、市民が行う文化芸術活動への支援にも重点を置き、個性豊かな文化の創造をめざし、総合的な文化芸術活動の振興を図る必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
文化芸術のさかんなまちをめざします	文化芸術イベント数	件	57	H16	47	H20	100	文化会館ホールでの文化芸術イベント開催数

「施策方針」

（1）文化芸術活動の支援

多様な文化活動の振興を図るため、京丹後市文化協会のネットワークを活用しながら、各種文化芸術団体の育成とリーダー・指導者の掘り起こし、養成に努めます。

文化芸術活動を行うグループや団体へのより多くの市民参加を促進し、多彩な活動の交流が広がるよう支援に努めます。

また、文化芸術団体の活動場所の確保や市民の日頃の活動成果を発表できる展示・発表施設等の開設について、既存の遊休施設の活用を検討します。

（2）文化芸術鑑賞機会の充実

各種文化展、展覧会、コンサート、演劇公演など高度で多彩な文化芸術団体等を積極的に招へいし、市民が上質な文化芸術にふれる機会の充実を図ります。

また、招へい事業実施の際には、市民や子どもと公演等を行う団体との交流の機会を設け、実際に指導を受けるワークショップ（参加型講習会）などを実施し、文化芸術活動をより深く身近に理解・体験できるよう努めます。

（3）文化の薫るまちづくりの推進

地域の伝統芸能や伝統技術を保存継承するため、後継者の育成・確保への支援に努めます。

また、市民一人ひとりが地域文化を改めて見直し、その理解を深めることによって、本市の新たな文化が育まれるよう、日頃から地域の文化に親しめる環境整備と学習機会づくり、情報提供の充実に努めます。

「主要事業」

- ・文化芸術事業の開催および支援
- ・京丹後市文化協会活動補助事業

第6章 災害に強く、快適で暮らしやすいうるおい安全都市

1 適正な土地利用の推進

「現況と課題」

まちづくりの基盤となる土地利用については、適切な市街地の形成を図るべき都市的な土地利用と、良好な農業環境をそなえた農村的土地利用、緑豊かな森林などの山村的な土地利用が調和した適正な土地利用を推進しなければなりません。

本市の都市計画区域は峰山町全域と網野町の一部ですが、これは合併以前の旧町の都市計画区域を継承したもので、現況の市街地形成の状況や地域の人口動向などとの整合が取れていません。

このため、市全体として地域バランスがとれた適正な土地利用の規制・誘導を図り、適切に開発をコントロールしていくことにより快適な市民生活を確保することを目的に、平成17年度より、市民の意向を取り入れながら「京丹後市まちづくり計画（都市計画マスタープラン）」の策定に向けた協議が行われており、今後は当計画および各種法制度の活用などによって適正な土地利用を図ります。

農地および農村は、農産物生産の場であるとともに、洪水時の遊水池機能や、多様な生物の生息域であるなど多面的な機能を持っており、優良農用地の保全および自然環境と調和した農村環境の保全に十分に配慮する必要があります。

また、山間部についても、市街地や農村地域の背景として、環境保全、土砂流出防止など多面的な機能を担っており、人工林の適切な保育を含めた森林の保全が必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等（備考）
適切な市街地の形成を図ります	街路の整備率	%	28.5	H15	34.8	H20	40.0	現都市計画道路の整備率
	都市公園の供用面積	ha	16.4	H15	23.6	H20	30.1	

「施策方針」

（1）都市計画の推進

自然環境と調和した活力のある都市づくりに向け、市民の意向を十分ふまえて「京丹後市まちづくり計画」（都市計画マスタープラン）を策定し、都市計画区域の見直しをはじめ、各種法制度の活用などによって、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。

都市としての魅力や活力を高め、市民の生活利便性の向上を図るため、必要な都市機能の集積を図る中心市街地の整備のあり方や自然と調和した防災機能を有する都市型の緑地公園について検討します。

また、都市計画道路をはじめとする道路網の見直しと計画的な整備を進めます。

あわせて、都市計画に関する市民の理解を深めるため、わかりやすい広報活動に努めます。

（2）農業振興地域の適正な土地利用の推進

農業振興地域における農地については、良好な農地の保全を図ることは言うまでもなく、農地の流動化促進と農作物の団地化を推進するとともに再ほ場整備を促進し、生産性を高めると同時に治水機能などの公益機能の維持・向上を図ります。

また、農村環境計画にもとづき、豊かな緑に恵まれたうるおいのある生活環境の向上と、農村景観、自然資源、住環境とが調和した農村整備を推進します。

(3) 森林の保全

森林の多面的な機能の発揮を図るため、人工林の保育施業を促進するとともに、広葉樹の植林についても環境保全林として推進します。

(4) 保全と開発の調和

恵まれた自然や豊かな農地および歴史的景観の保全と、住居や経済活動に必要な開発を適切にコントロールすることにより、両者の調和をめざした規制と緩和の両面から良好な土地利用を促進します。

「主要事業」

- ・京丹後市まちづくり計画（都市計画マスタープラン）の策定
- ・街路計画見直し事業
- ・ほ場整備、再ほ場整備事業（再掲）

2 道路ネットワークの整備

「現況と課題」

丹後地域の広域高速道路としては、京都府域の南北軸を形成する京都縦貫自動車道と、鳥取市から豊岡市を経て本市を縦断し京都縦貫自動車道の宮津天橋立 IC までを結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道が整備される予定です。

このうち京都縦貫自動車道は、整備中の丹波綾部道路が平成 26 年完成を目指して工事が進められており、この区間の完成により全線供用となることから、産業や観光の面で大きな期待が寄せられています。

また、鳥取豊岡宮津自動車道は、宮津天橋立 IC～野田川岩滝 IC 間が平成 22 年度、野田川岩滝 IC から本市の大宮森本 IC までの区間は平成 26 年度の完成を目指して整備が進められています。

さらに、大宮森本 IC 以西については、平成 21 年度に国主体で進めていただく調査費が予算化されたところですが、国直轄による事業化についても、京都府および関係市町村とともに国に対して要望活動を強めています。

この広域高速道路ネットワークの構築は、本市の物流や企業立地などの社会・経済の活性化を図る上で欠かせない事業であるとともに、災害時の緊急輸送、救急医療などの市民生活における安心・安全の基盤を構築する重要な課題であり、早期整備にむけて今後も国・府に強く働きかける必要があります。

また、この自動車道と連携する主要幹線道路として国道 178 号、312 号、482 号が市内を走り、これらを補完する形で主要地方道と一般府道が連絡していますが、路線によっては幅員が狭く、急カーブが多いことなどから冬季の積雪時には深刻な渋滞が発生することもあり、これら未改良区間の解消が課題となっています。あわせて鳥取豊岡宮津自動車道の大宮森本 IC までのアクセス道路として、将来を見越した国・府道の改良促進も計画的に進める必要があります。

一方、市道については、今後も既存路線の適切な維持・改良を計画的に進め、安心、安全で快適な道づくりを図り生活の利便性を高める必要があります。さらに、整備が予定されている自動車道のインターチェンジへのアクセス道路など新たな路線の整備も求められています。

また、これらの生活に要する道路以外の産業用道路として農道および林道がありますが、農山村の活性化や農林業の振興に欠かせないものであり、あわせて観光・森林レクリエーションにとっても重要なアクセス道路でもあることから、土地改良事業や森林整備事業において計画的な維持管理および整備が必要です。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度目標値	説明等（備考）
広域幹線道路の整備推進をめざします	京丹後市（大宮森本）から京都市までの自動車による所要時間	分	180	H17	150	H20	100	森本～宮津市 10 分 宮津市～京都市 90 分
安心・安全な市道整備の推進をめざします	整備（舗装）率	%	新規	—	59.4	H19	62.0	市道延長 1,218 km

「施策方針」

（1） 広域高速道路網の整備促進

京都縦貫自動車道と鳥取豊岡宮津自動車道は、京阪神地域との時間距離を短縮することにより、ものづくり産業や観光産業の活性化を促し、また災害時の緊急輸送や医療搬送など市民の命と安全保障の上で重要な意味をもつ社会基盤となることから、一刻も早い完成が待たれており、その一体的整備と早期完成を国や府に対して強く働きかけます。

（2） 安全・安心で快適な道路網の整備

国道・府道は、生活圏の拡大と市内の各地域間や近隣市町間の交流を促進し、広域的なまちづくりを推進するために不可欠であるとともに、災害や緊急時の物資や人員搬送の動脈となる重要な道路であることから、広域道路網の整備および未改良部分の改良整備の促進を府に強く働きかけます。

日常生活に密接なつながりを持つ市道は、利用動向を見極めた上で改良整備を進めることとし、市民の生活道路として利便性を高める道づくりを推進します。その際には自然環境の保全に配慮した整備手法を検討します。

また、子どもや高齢者、障害を持った人も安心して歩けるよう、危険箇所の解消、歩道や交通安全施設および防犯灯の整備を行い、駅や福祉施設周辺および人口密度の高い地域についてはバリアフリー化を促進するなど、安全で快適な道づくりに努めます。

さらに、町並みや集落の環境に配慮した美しい道づくりを市民の環境保全活動や緑化活動などと連携しながら進めます。

(3) 冬期間の交通確保

積雪時における道路交通および安全を確保するため、京都府と連携して国・府道および市道の除雪を実施します。また、登下校時の生徒児童などの歩行者の安全を図るため、地域住民の協力のもとで歩道の除雪を行いません。

(4) 農道および林道の整備

地域間交流による広域的な営農の連携と周辺集落の生活環境向上を図るための広域農道が完成したことにより、国営農地等における生産・搬出道路と緊急時の代替道路としての機能をあわせ持つ広域農道網が一定整備されました。今後も、農業経営の安定確保を図るため、ほ場整備等と併せた一般農道整備を進めるとともに、地元区等が行う簡易な農道整備に対しては引き続き支援を行ない機能維持を図ります。

林道は、林業・林産業における作業効率の向上や観光・森林レクリエーションなどの森林の多面的活用を行うために必要な社会資本であり、また、同時に緊急時の迂回道路としての役割も併せ持っていることから、引き続き丹後地域全体の交通ネットワークの一部として整備を図ります。

「主要事業」

- ・ 広域高速道路網整備事業の促進
- ・ 国・府道整備事業の促進
- ・ 市道整備事業
- ・ 農道整備事業
- ・ 林道整備事業
 - 丹後縦貫林道リフレッシュ事業
 - 緑のふるさと林道整備事業
- ・ 除雪機械整備事業

3 河川・海岸・港湾の整備

「現況と課題」

本市域には竹野川、福田川、佐濃谷川、川上谷川やその支流が山間や市街地を流れ、日本海へ注いでいます。これらは京都府が管理する二級河川と市の管理する準用河川や多くの普通河川に区別されますが、今なお多くの河川が未改修となっています。

過去の台風や豪雨の際には、多くの河川で越水等による家屋への浸水や農用地の大きな被害などが発生しており、京都府ではこれらの被害を解消・軽減するために順次河川改修事業を進めていますが、今後も進度を上げて早急に改修事業を実施する必要があります。

なお、改修にあたっては河川環境の保全を考慮し、市民が河川に親しめるやすらぎ空間としての水辺環境を創造するように努める必要があります。

海岸は、国の天然記念物・名称に指定された琴引浜をはじめとする多くの美しい砂浜や、景勝地として名高い経ヶ岬や丹後松島などがあり、市の重要な観光資源となっています。また、科学的に見て重要で貴重かつ美しい地質遺産を複数含む多彩な地質資源の宝庫でもあることから、山陰海岸ジオパーク構想に参加し貴重な資源の保存と活用を進めています。

これらの海岸の管理は府と市がそれぞれ分担して行っており、湊宮や後ヶ浜などの海岸では、浜辺の保全のため人口リーフや養浜工などの侵食対策事業を実施しています。

市内唯一の港湾である久美浜湾や府下最大の淡水湖である離湖では、市民や観光客の交流・憩いの場として整備を行ってきましたが、老朽護岸の更新を含め、今後も一層の整備を京都府に働きかける必要があります。

また、久美浜湾や離湖は閉鎖水域となっているため水質の悪化が長年の懸案となっており、水質浄化のための下水道の早期整備・普及と周辺の環境保全が課題となっています。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
きれいな海を 未来に継承し ます	久美浜湾のCOD値*	mg/l	1.9~2.0	H15	2.95	H19	2以下	京都府環境白書
	久美浜湾の全窒素値	mg/l	0.12~ 0.31	H15	0.45	H19	0.3以下	京都府環境白書
	久美浜湾の全リン値	mg/l	0.020~ 0.031	H15	0.023	H19	0.03以下	京都府環境白書

「施策方針」

(1) 河川・海岸・港湾の整備

浸水や高波、津波などの自然災害による被害を防止・軽減するため、河川改修や護岸・港湾整備について早期実施を府に対して要望します。

また、改修・整備を実施する際は、河川や海岸が市民や観光客の憩いや安らぎの空間となるような親水機能と、生態系など自然環境の保全の双方が両立するように配慮します。

(2) 水辺の環境保全と景観整備

河川・湖沼、海岸、港湾の水質を守るため、下水道の整備と加入の促進を図るとともに生活排水に関する市民や事業者への啓発を積極的に実施します。

また水辺の美しい景観を守り、市民の憩いと安らぎの空間をとするため、環境整備による景観の整備を図るとともに、海岸保全のための人工リーフ整備等の海岸侵食対策を府に要望します。

※COD・・・化学的酸素要求量。水の汚れの度合いを表す値で、数値が低いほど汚れが少ない。

「主要事業」

- ・ 河川等整備事業
- ・ 離湖周辺環境整備事業の促進（府事業）
- ・ 久美浜湾・離湖水質浄化の推進（府事業）
- ・ 海岸保全対策事業の推進

4 住宅の供給と安心できる住環境の整備

「現況と課題」

本市では人口が減少する一方で、核家族化や単身世帯の増加などによって世帯数が増加しており、住宅の供給は欠かせない課題といえます。また、定住促進対策を図る上での重要施策でもあります。

峰山町や大宮町、網野町には住宅が集中している地域があり、民間事業者による宅地の開発も多くみられます。このため、民間事業者による住宅供給と公的住宅供給との役割分担を明確にし、地域のバランスにも配慮しながら、効率的かつ効果的な住宅施策を進めていく必要があります。

一方、本市には一般世帯向け市営住宅がありますが、このうち約6～7割が耐用年数を過ぎていることから、市全域での市営住宅の建替や修繕の計画を策定し進めていく必要があります。また、従来の量的な供給から居住性や安全性を確保した質的な向上を図るとともに、現在ある市営住宅をさらに長期にわたって使用できるよう維持管理を行っていくこととします。

また、本市は、昭和2年に発生した北丹後地震の被災地域であり、特に被害の大きかった旧峰山町では全壊全焼家屋が97%、市民の24%が死亡するという大惨事を経験しています。

このような惨劇を繰り返さないために旧耐震基準で建築された建物の耐震性の向上を図り、市民の生命および財産を保護することを目的に「京丹後史建築物耐震改修促進計画」を策定しました。今後は住宅の耐震化を促進するために耐震診断士派遣事業や耐震改修助成事業の実施と併せ、地震により被害を受けた建築物の応急危険度判定業務、被災度区分判定業務等に取り組む必要があります。

2 「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
快適な公営住宅を増やします	市営住宅の最低居住水準未達住宅率※	%	63.8	H16	58	H20	40	
木造市営住宅の耐震化率を高めま	木造住宅の耐震化	%	新規	-	54.6	H20	63.7	

「施策方針」

(1) 公営住宅の管理運営

既存の公営住宅は、管理や建替の方針決定を行うためのストック総合活用計画およびライフサイクルコスト*の縮減を図るための長寿命化計画に基づき、用途廃止・ストック活用*・建替え等整備手法を明確にし、住宅需要に応じた適正な戸数規模を確保すると同時に居住性の向上、安全性の向上を図ります。

また、公営住宅の入居については、真に住宅に困窮する人が入居できるよう入居者選考における審査方法について適宜見直しを行い、より公平公正な選考に取り組むとともに、高額所得者等の民間借家への住み替え斡旋を進めます。

(2) 安心できる住環境の整備

関係団体とも連携して、住宅の耐震診断や耐震改修支援、地震後の応急危険度判定等に取り組み、市民が安心できる住環境の整備に努めます。

さらに、高齢者等の受入れを行う民間住宅が少ない状況にあることから、民間の賃貸住宅への入居を円滑に進めるための事業に取り組めます。

※最低居住水準：健康で文化的な住生活の基礎としての必要不可欠な水準として国の定める基準。4人家族の場合、住戸占有面積50㎡が最低居住水準（住居室の面積）

※ライフサイクルコスト：製品や構造物などの費用を、調達・製造～使用～廃棄の段階をトータルで考えたもの。建設費などの初期経費と、エネルギー費、保全費、改修、更新費などの運営・維持経費により構成される。

※ストック活用：老朽化がさほど著しくない住宅について、建て替えることなく改築工事を施すことにより再生活用すること。

「主要事業」

- ・市営住宅建替事業
- ・街なみ環境整備事業
- ・住宅・建築物耐震改修等事業
- ・分譲宅地協働整備事業（再掲）

5 地域交通の確保

「現況と課題」

都市部を除く地方の公共交通事業は、地域の過疎化・少子化と自家用車の普及による著しい不採算性を主たる要因としてその維持存続が危ぶまれています。本市では、公共交通は市民生活を豊かにするために重要かつ有益な社会インフラであると認識し、利便性の向上を積極的に図っています。

バス交通については、民間路線バス事業者や関係機関と連携し新たなバス交通体系の構築について検討を重ね、平成 18 年度から上限 200 円バスの実証運行を始め、路線設定の見直しやバス停の新設など市民ニーズに対応した利便性の向上策を実施しました。

その結果、路線バス利用者数は実証運行開始前の 1.7 倍、運賃収入も 7% の増収となっており、今後も交通空白地域の解消等に努めるとともに、より便利で親しまれるバス運行を進めていく必要があります。

地域公共交通の大動脈である鉄道事業を行なう北近畿タンゴ鉄道(株)では、安全輸送の徹底はもちろん、様々な企画切符の発売や運転士の育成など、積極的な利用促進と運営体制の強化を図っており、平成 20 年度の輸送人員は 2 年連続で前年度比増となるとともに 3 年ぶりに 200 万人を超えましたが、経営は依然として大変厳しい状況が続いています。京阪神と本市あるいは市内の要所間を結ぶ交通手段として、通学・通勤や観光・ビジネス客の重要な移動手段となっており、市内各駅における利用者の減少に歯止めをかけることが必要です。

また、そのために駅舎、車両、ダイヤ、サービス等の改善を鉄道事業者とともに進め、さらに安全・快適で便利な KTR を構築する必要があります。

一方、航空に関しては、コウノトリ但馬空港から東京羽田空港直行便就航の実現に向けて平成 21 年度に飛行機利用助成制度を創設したところですが、今後もコウノトリ但馬空港の積極的な利用を促進することにより、空港を活かした広域的な取り組みを展開し、産業、文化等の活性化を図る必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度 目標値	説明等 (備考)
北近畿タンゴ鉄道の利用を促進します	京丹後市内 7 駅乗降客数	万人	55.1	H16	40.4	H20	41	
市民が使いやすい路線バスを運行します	路線バス利用者数	万人	16	H16	30.3	H20	32	
交通空白地域の解消を図ります	交通空白地域人口	人	新規	--	7,500	H20	5,700	

「施策方針」

(1) バス低額運賃運行の継続と地域活性化への活用

バスの運賃を上限 200 円と大幅に下げたことで、運賃収入の落込みなどが懸念されましたが、乗客数の増加によりむしろ運賃収入は増加に転じ、運行事業者に対する市補助金も減少するなど、全国的に注目される取り組みとなっており、通院や通学、買い物などの市民の身近な移動手段として定着するよう、さらなる利便性の向上を図ります。

また、このような本市にしかない公共交通の魅力をまちづくりに活かし、鉄道と連携しながら丹後半島の豊かな観光資源を周遊することができるバス交通網の構築を図ります。

(2) 北近畿タンゴ鉄道の利用促進

北近畿タンゴ鉄道については、市民の活用や観光客の利用増につながるよう、電化や京阪神との直通便ダイヤの見直し、新型車輛の投入、企画列車の運行、企画乗車券・定期券の発行など、より利便性と乗車時の快適性の向上について鉄道事業者とともに取り組みます。

また、駅舎のバリアフリー化を進め、誰もが使いやすい施設にするとともに、駐車場・駐輪場の整備を図りパーク&ライド[※]を促進します。さらに、駅舎や沿線の花いっぱい化を進めるとともに、市の玄関口としてふさわしいおもてなしの心を持った駅職員の対応を心がけるなど、利用者に親しまれる駅づくりに取り組みます。

(3) 地域公共交通のネットワークの強化

公共交通は、地域に安心して住み続けるために欠くことのできない交通手段であり、また、高齢者福祉、子育て支援、観光振興、交通安全、環境保全といったさまざまなまちづくり分野と密接に関係しています。

このため、「分かりやすく使いやすい公共交通」のさらなる拡充を図りながら交流人口を増やし、まちを活性化させるため、鉄道・バスの連携促進、コウノトリ但馬空港の活用等、地域公共交通のネットワークを強化します。

「主要事業」

- ・バス低額運賃実証運行
- ・駅周辺の整備と駐車・駐輪場の増設
- ・公共交通の利用促進対策
- ・鉄道軌道の保守・安全対策に対する援助
- ・北近畿タンゴ鉄道への支援

※パーク&ライド：自宅から自家用車などで最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや汽車等の公共交通機関を利用して目的地に向かうこと。

6 上下水道の整備

「現況と課題」

本市には、1 上水道事業、32 簡易水道事業および 8 小規模水道があります。広大な市域の中に多くの水道施設が点在しており、これらの施設を統合整備し、施設管理の合理化を図るとともに、水質の安全性や耐震化等の時代の要請に応えることができる施設整備を進める必要があります。

安全な水道水を安定的に給水するには多額の費用を必要とすることから、今後広く市民の声を聞きながら「地域水道ビジョン」を作成し、効率的で安定的な水道事業の運営を行う必要があります。またあわせて水資源の大切さについて市民啓発を実施し、節水意識の高揚を図る必要があります。

一方、本市の水洗化は、集合処理（公共下水道施設、集落排水施設）、個別処理（浄化槽）により進めていますが、H20 年度末の行政区域人口に対する水洗化普及率（人口）は 56%であり、府下では依然低い状況となっており、その向上が課題となっています。普及率が低い原因は、水洗化に本格的に取り組んだのが近年であることに加え、整備すべき公共下水道事業の対象範囲・事業規模が大きいいため、施設整備に相当な時間が必要であることにあります。

また、下水道や集落排水施設が普及した地域においても、近年の社会経済状況の低迷や高齢化世帯の増加などにより、各世帯等と処理施設との接続率が伸び悩んでおり、啓発活動等を積極的にを行い市民の事業に対する理解を得ることで、水洗化の進捗を早めることが必要です。

市街地の雨水や生活雑排水を処理する都市下水路は、峰山町と網野町で事業を実施していますが、未整備区間が残されており早期完成が望まれます。また、網野町には、豪雨の際に常に浸水する地区があり早急な排水対策が必要なことから、京都府が実施している福田川、新庄川の河川改修とあわせた内水対策を実施します。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	前期計画策定時		現状		目標	
							H26 年度目標値	説明等
安全でおいしい水を安定給水します	老朽管延長（上水道）	km	32.7	H17	30.6	H19	6.5	
	老朽管延長（簡易水道）	km	46.4	H17	44.5	H19	13.9	
汚水処理施設の普及を進めます	水洗化普及率	%	47.5	H17	53.0	H19	75.0	
内水（浸水処理）対策を進めます	網野町網野・浅茂川地区の浸水対策達成率	%	新規	—	49.7	H20	63.9	全体計画 210.6ha

「施策方針」

（1） 地域水道ビジョンの策定

水道事業に期待されている水質基準や施設の耐震化、施設管理の合理化、更には広域的な水道施設整備など、水道事業の運営および整備の方向を定める「地域水道ビジョン」を策定し、水道行政に対する市民の理解を得ながら、健全な水道事業の運営に努めます。

（2） 水道施設の統合整備

水道施設を統合整備することにより施設管理の合理化を図るとともに、旧町域を越えた水融通等により災害に強い給水体制の整備を図ります。

（3） 水洗化の推進

戸別訪問、地区説明会など普及啓発活動を強化することにより、供用区域内の各家庭の排水設備工事の促進を図り、水洗化（接続）率の向上を推進します。

(4) 下水道整備事業の推進および都市下水路の整備促進

公共用水域の水質保全、生活環境の向上のため、市水洗化計画に基づき公共下水道施設、集落排水施設、浄化槽の計画的・効率的・経済的な下水道整備事業を推進し、水洗化普及率の更なる向上を図ります。あわせて、都市下水路について未整備区間の事業推進を図るとともに、市街地における排水対策の推進を図ります。

また、網野地区の内水対策として浸水対策事業を実施します。

「主要事業」

- ・ 上水道統合整備事業
- ・ 簡易水道統合整備事業
- ・ 公共下水道事業
- ・ 集落排水事業
- ・ 浄化槽設置補助事業
- ・ 浄化槽市町村整備推進事業
- ・ 水洗化推進支援補助事業
- ・ 浸水対策事業
- ・ 都市下水路整備事業

7 防犯・交通安全の推進

「現況と課題」

<防犯>

犯罪のない安全で安心な地域社会の実現は、快適な市民生活にとって基本的な要素です。

平成 20 年の本市内の刑法犯罪認知件数は 463 件、その内窃盗犯が 358 件で 77%を占めています。

本市の犯罪認知件数は平成 15 年をピークに減少に転じており、また、犯罪発生率は全国平均の約半分、京都府平均の約 4 割と低い水準にあり、防犯面では比較的安全なまちであるといえます。

今後も犯罪のない安全で安心なまちづくりを継続・推進していくためには、防犯活動の更なる推進と防犯のための環境整備を進めていく必要があります。

このため本市では、平成 21 年に「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定し、防犯に関する市、市民、事業者の役割を定め、安全で安心して生活できるまちづくりを進めることとしています。今後も、本条例に基づき、市、市民、事業者、ボランティア団体等が連携・協力して犯罪の防止に努めるとともに、警察や防犯協会、京丹後市防犯・暴力追放推進協議会等の関係機関との一層の連携強化を図る必要があります。

一方、商品やサービスの多様化やキャッシュレス社会の浸透、インターネット取引の普及など消費生活を取り巻く環境が急速に複雑化する中で、内職商法、マルチ商法、展示会商法、靈感商法といった悪質商法の手口も年々巧妙化し被害が増加しています。また振り込め詐欺などの高齢者や主婦を狙った犯罪が社会問題化するなど、市民の消費生活の安全確保が求められています。このため、消費生活相談体制、多重債務相談・支援体制や意識啓発のより一層の充実を図ることが必要です。

<交通安全>

平成 20 年の本市内の人身事故発生件数は 218 件で、平成 15 年以前に比べ人身事故件数と負傷者数に大きな変動はありません。

本市では、平成 18 年に「第 2 次京丹後市交通安全計画」を策定し、これに基づき交通安全対策を推進し交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めています。

また、合併と同時にスタートした交通安全指導員も平成 19 年度に体制を大きく改め、交通安全教室を中心とした交通安全指導を行なっています。

今後も、交通事故の発生しやすい危険箇所の解消や交通安全施設の整備、充実を図るとともに、警察や京都府ほか交通安全対策協議会を構成する各団体等と連携し交通安全啓発を進めていく必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26 年度目標値	説明等（備考）
安全・安心のまちづくりを進めます	市管理防犯灯の設置数	基	2,780	H17	3,150	H20	5,000	
	刑法犯罪認知件数	件	新規	--	463	H20	400	
	人身事故発生件数	件	新規	--	218	H20	200	

「施策方針」

(1) 防犯体制の充実

犯罪を未然に防止するため、「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、防犯委員、警察、防犯協会、防犯推進委員協議会などと連携して広報や啓発活動に努め、防犯・暴力追放運動を推進します。

また、子どもの安全については、保護者や地域の団体などの市民の協力により、登下校時や放課後の安全確保に取り組みます。

(2) 夜間の安全確保の推進

夜間の交通安全と犯罪防止のため、計画的に防犯灯の設置を行うとともに、地区等が管理する防犯灯の設置と維持管理を支援します。

(3) 防犯パトロール隊の結成支援

警察のパトロール活動の充実を要請するとともに、集落単位による自主的な防犯パトロール隊の結成支援とその地域活動を支援します。

また、事業所等が実施する青色回転灯（青パト）による防犯活動について、積極的に協力および推奨をします。

(4) 消費者保護対策の充実

市民が抱えるさまざまな問題に対応できるよう、一般相談、専門相談、消費者生活相談などについて、市民相談室および多重債務相談・支援室により相談に応じるとともに、弁護士会や法律相談センターなどの他の相談機関との連携を強化します。

また、消費生活関係団体と協力して学習会の開催による知識の普及や消費者啓発を進めます。

(5) 交通安全意識の高揚

警察等関係機関の協力のもと、地域、学校、職場等で市交通安全指導員による交通安全教室を開催し、児童、生徒、高齢者をはじめとして年齢各層に応じた適切な交通安全教育を実施します。特に高齢者の交通事故が増加する傾向がある中、高齢者のご家族の方への交通安全啓発を進めます。

(6) 交通安全施設の整備

歩行者や自転車利用者の安全確保を図るため、子どもや高齢者、障害者などの交通弱者の立場に立って、通学・通勤路をはじめとする生活道路周辺の交通安全施設の点検を実施し、その保守管理および整備を推進します。

(7) 交通安全対策協議会との連携

交通事故防止の徹底と交通の円滑化を図るため、交通安全対策協議会構成団体との連携により、適切な交通対策に努めます。

「主要事業」

- ・交通安全対策推進事業
- ・防犯パトロール隊の結成支援
- ・消費者保護対策の推進
- ・防犯灯設置事業
- ・交通安全施設整備事業

8 消防・防災体制の強化

「現況と課題」

〈消防〉

本市の消防体制は消防本部（消防署）と消防団によって構成されています。

消防本部には、峰山消防署（本署）と2分署（網野分署・久美浜分署）、1分遣所（竹野川分遣所）の4署所を配置しています。

救急出動は、平成17年をピークに減少傾向となっていますが、救急救命士制度による処置範囲の拡大によって、今後もますます救急隊員の任務の重要度と技術の高度化が予想されることから、専門的スキルを持った隊員の確保が不可欠です。

さらに消防隊においても、災害の複雑化・多様化、加えてテロなどの特殊災害に対応するため、業務の専任化や隊員編成の固定化、隊員の増員を図るなど、体制強化を図る必要があります。また、近年の商業施設や宿泊施設の大規模化に対応して、施工者や事業者に対して専門的な指導を行う必要があります。

装備面では、市内には観光宿泊施設を中心に中高層建築物もあることから、国の「消防力の整備指針」に沿ったはしご自動車の導入が課題となっています。

地域に密着した消防組織である消防団は、1団27分団の体制ですが、市外就業者の増加、若者の減少などの要因により団員の確保が難しくなっており、より入団しやすい環境を整え消防団活動を維持強化するため、消防団活動協力事業所表示制度の導入や、府との連携による消防団活動活性化プランへの取り組みを進めていく必要があります。また、消防機材の老朽化が進んでいることから、計画的な更新・整備を進めていく必要があります。

〈防災〉

本市では、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策のための市の基本的な計画となる「京丹後市地域防災計画」を平成18年2月に策定しました。

高齢化社会の進行や都市化・過疎化の進展、建築構造の変化などにより災害被害の状況は複雑多様化していると同時に、平成16年の台風23号、平成18年の間人土砂災害および平成20年7月の集中豪雨などの近年の大規模な災害経験を受けて、ますます防災に対する市民の関心が高まっていることから、これまで以上に高度かつ地域に密着した防災体制を備え、市民の信頼に応える必要があります。

こうしたことから、迅速に災害情報を伝達するための防災行政無線の整備、災害危険区域を示すハザードマップの全戸配布など、災害時に市民各々が自ら安全確保を図るための情報提供事業を進めてきました。これらの情報を市民の行動に生かすために、防災訓練の定期的な実施や自主防災組織の育成・強化を進めるなど、日常の防災意識と防災力の維持強化をよりいっそう進める必要があります。

また、災害発生時や、より身近な地域での初期消火、救護、避難誘導、給水等の活動を行う自主防災組織の育成・強化のため、資機材等購入に対する補助制度や組織のネットワーク化を進めています。

さらに、災害発生時には国や府の支援を要請することはもちろんですが、各分野で応援協力を行う自治体間相互支援協定や事業所・事業者団体・ボランティア団体等との災害時応援協定を締結して定期的な情報交換を進めており、今後もその効果的な運用を図るため連携の強化および協定締結団体の拡大を図る必要があります。

一方、急傾斜地などの危険箇所については、国や京都府の協力を得ながら災害防止のための対策事業を積極的に推進する必要があります。

さらに、平成19年2月策定の国民保護計画に基づき、武力攻撃等に対応する体制づくり、訓練の開催なども必要です。

2 「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年 度目標値	説明等（備考）
消防設備を 充実します	防火水槽（40トﾝ有蓋）	基	新規	--	579	H20	603	消防水利として有効な40トﾝ級以上で整備。（年4基）
防災体制を 強化します	自主防災組織	団体	5	H16	74	H20	180	
	災害時応援協定団体	団体	新規	--	48	H20	60	

「施策方針」

（1）消防本部体制の強化

救急・消防とも、業務の専任化と隊員編成の固定化ならびに各業務の高度化に対応する専門的職員の養成研修によって、市民の信頼と期待に応えられる体制を整備します。さらに、消防団や自主防災活動との連携強化を視野に入れ、より地域に密着した署所の再編や設備の整備を検討します。また、建築物の施工者や事業者へのより専門的な防災指導に努めます。

装備面では、中高層建築物の火災に対応した「はしご自動車」の導入を図るとともに、消防力の強化および救急業務の高度化を図るため、消防資機材の軽量化や救急資機材の整備に努めます。

（2）消防団の強化

地域特性に根ざした消防団をめざし、消防団活動に参加しやすいような環境整備および活動内容の再検討を行うとともに、より実践的な組織を目指した組織体制の再編成を行い消防・防災能力の充実を図ります。

また、防火・防災の基盤となる消防資機材については、年次計画を作成して計画的に充実を図ります。

（3）自主防災の強化

市内のすべての地区での自主防災組織の設置をめざします。

また、市との連携および自主防災組織相互の情報交換や研修機会の場作りを行なうとともに、機材整備等に係る支援を積極的に実施し地域防災力の充実を図ります。

（4）消防本部・消防団・自主防災組織の連携

消防本部と消防団のそれぞれの機能強化を進め、相互に連携しあって消防防災活動を行うとともに消防本部と消防団、地域の自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを進めます。

（5）危険箇所解消による防災対策

京都府が実施する土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の基礎調査結果をもとに危険箇所を把握するとともに、防災パトロールや日常点検を強化します。

また、国や京都府の協力を得ながら急傾斜地崩壊対策事業、なだれ防止事業等に積極的に取り組みます。

（6）災害情報の発信

被災の未然防止および被害の最小限化のために、市内全域に整備した防災行政無線やコミュニティ FM を有効に活用して、正確かつ迅速な情報提供を行います。さらに、市ホームページへの災害情報の掲載や市民への災害情報のメール配信事業については速報性の向上を図ります。

（7）建築物耐震化の促進

災害に強いまちづくりを目指して、平成20年3月に策定した京丹後市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震化を推進します。

(8) 危機管理体制の強化

平成 19 年 2 月に策定した国民保護計画に基づき、国・府・指定公共機関等との連携を強化し、有事における危機管理体制の整備を進めます。また、平成 20 年 3 月に策定した危機管理指針に基づき、あらゆる危機事象を対象とした対応策を検討していきます。

「主要事業」

- ・ 消防防災施設整備事業
- ・ 高機能指令センター整備
- ・ 消防無線デジタル化整備
- ・ 消防団資機材等総合整備事業
- ・ 自主防災組織育成事業
- ・ 消防団協力事業所表示制度の拡大
- ・ 消防団組織体制の改編
- ・ 急傾斜地崩壊対策事業の推進
- ・ なだれ防止事業の推進

9 地域情報化の推進

「現況と課題」

高速大容量の情報通信が可能となるブロードバンド*の急速な普及に伴い、情報通信が経済活動や市民生活に深く浸透し、今や、光インターネットは豊かな市民生活の実現や各種産業の維持発展にとって欠かすことのできない基本的な都市基盤となったといっても過言ではありません。また、テレビ難視聴世帯が約4割を占める本市では、地上波デジタル放送への2011年（平成23年）7月の完全移行に向けて、その対応が急務となっています。

こうした課題の解決にあたり、本市は面積が広いうえに人口密集度が低いため、民間主導ではブロードバンドサービスが進展しにくい「条件不利地域」に属していることから、市の事業として市内全域を対象に光ファイバ網による情報通信基盤整備を進めています。

本市は大都市圏から遠く、また市域が広いというハンデを負っていますが、この光ファイバ網と情報通信技術を活用することによって克服できる可能性があり、遠隔医療や健康相談などの医療福祉分野、遠隔学習などの教育分野、在宅勤務、農産物直売、鳥獣害対策、観光案内などの産業分野など、より広範な分野で活用範囲を広げていく必要があります。

一方、地方公共団体への市民や企業等のニーズに対して、行政の簡素・効率化と行政サービスの質的な向上を両立させて進めるためには、このような最新の情報通信技術を最大限に活用することが不可欠です。このため、インターネットなどを通じて、誰もが、いつでも、どこからでも容易に行政サービスにアクセスできるよう電子自治体*の整備を進めます。

また、同時に情報化社会の進展に伴って危惧される個人のプライバシー侵害や、インターネットを悪用した不正アクセスなどへの対応を十分に講じる必要があります。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度目標値	説明等(備考)
新たな地域情報インフラを整備します	次世代ブロードバンド（上り30Mbps）利用可能世帯数	世帯	0	H17	1,100	H20	全世帯	
電子自治体を目指します。	電子申請手続の種類	種	0	H17	2	H20	152	

「施策方針」

（1） 地域情報インフラの整備

高速大容量の情報通信網を市が整備しサービスは民間事業者が運営する「公設民営」方式で情報通信網の構築および管理運営を行なうことにより、快適で利便性の高い情報通信環境およびテレビ視聴環境を市内全域で市民・市内事業者に提供します。

また、この情報通信網を使った遠隔医療や健康相談、遠隔学習、在宅勤務、農産物直売、鳥獣害対策、観光案内などの様々な分野での利活用を推進するとともに、行政からの広報や地域に密着した話題を放送する自主番組の作成を行い、安全・安心で一体感のあるまちづくりを推進します。

さらに、民間団体の実施するコミュニティFM放送に市の情報を発信するための放送を委託するなど、市民が利用できる情報源の多様化を図ります。

*ブロードバンド：通信速度が高速なインターネット接続サービス

*電子自治体：情報技術を利用して、業務における様々な事務手続きを効率化し、住民の利便性向上を図った地方自治体のこと。

(2) 電子自治体の推進

市役所の窓口へ直接出向かなくても、どこからでも、24時間、365日いつでもインターネットを通じて行政サービスを受けられることを可能とするために、行政内部のIT化をさらに進めると同時に、京都府および府下市町村との共同システム（電子窓口ポータル、電子申請、施設予約など）の運用によって、高品質なサービスを提供します。

また、ホームページを通じた様々な情報提供により市民の利便性を向上させるとともに、積極的な情報公開により、行政の透明性を高め、行政への市民参画を進めます。

「主要事業」

- ・ブロードバンドネットワーク整備事業
- ・京都府・市町村共同電子窓口サービス導入事業
- ・ふるさとケータイ推進事業

第7章 計画推進のために

効率的な行財政運営の推進

「現況と課題」

現在の京丹後市は、地方分権、少子高齢化などへの対応とともに、依然として厳しい経済情勢のもと、産業・雇用対策の重要性が増すなど、様々な分野で効果的な取り組みを進めていかなければならない状況にあります。

こうした中で、合併団体への国の財政支援策として受けていた合併特例事業債の適用は平成26年度をもって終了し、また、これまで合併にともなう特別措置を受けていた普通交付税も、平成27年度から5年間で段階的に本来の額に減額されることが見込まれており、これまで以上に厳しい財政状況となることが想定されます。

このような状況を見据えると、これからの5年間は京丹後市にとって非常に重要な期間であり、この間に行われる行財政改革への取り組みは、将来の行財政運営に大きな影響を及ぼすことになります。

このため、行財政改革大綱の成果を踏まえ、これまでの取り組みを継続・発展させながら、市民とともに更なる行財政改革を進め、効率的な行財政運営を推進します。

「めざす目標」

考え方	指標名	単位	計画策定時		現状		目標	
							H26年度 目標値	説明等（備考）
費用対効果を高 め、財政の健全性 を確保します	経常収支比率※	%	93.9	H16	95.1	H20	90台前半	
	公債費比率	%	18.9	H16	18.7	H20	19未満	
	起債制限比率※	%	12.5	H16	14.1	H20	13台	3ヵ年平均値
	実質赤字比率	%	新規	--	△2.66	H20	△2以下	黒字の場合マイナス表示
	連結実質赤字比率	%	新規	--	△8.23	H20	△3以下	黒字の場合マイナス表示
	実質公債費比率※	%	新規	--	17.3	H20	18未満	
	将来負担比率	%	新規	--	172.5	H20	200未満	
	税金収納率（一般会計滞納繰越分含む）	%	新規 92.0	H16	92.7	H20	98.0	京都地方税機構目標値
少数精鋭の職員を育成します	職員数（一般会計）	人	879	H17	727	H21	666	H20.10.30見直し（目標値H27.4.1）

※経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使用されるもので、人件費、扶助費、公債費など歳出の経常経費の一般財源に市税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入の一般財源がどの程度充てられるかを示すもの。経常収支比率は、70～80%の範囲内にあるのが標準的とされており、80%を超えるとその団体は財政構造が硬直化傾向にあるとされるため、経常的経費の抑制に努める必要がある。

※起債制限比率：毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く）に充てられたものの占める割合。起債制限比率が20%以上になると一般単独事業などに係る地方債の発行が制限される。

※実質公債費比率：地方債の発行が国の許可制から協議制に移行されたのに合わせ、平成17年度から導入された財政指標。地方公営企業への繰出しや債務負担行為などの準公債費も含めた実質的な公債費に費やした一般財源が標準財政規模に占める割合。地方債を発行する際、実質公債費比率が18%を超えると国の許可が必要となり、25%を超えると、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限される。

「施策方針」

<1> 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進

(1) 地域自治活動等への支援

地域の過疎化や少子高齢化の進行とともに、市民の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、協働の主要なパートナーである自治組織等の活動に影響が及んでいます。このため、人的な支援を行う制度を検討するとともに、地域の人材育成や地域再生活動等の促進を図ります。

また、地域づくりを支援するためには、市民との対話により、地域の現状や課題を的確に把握することが重要であることから、行政が積極的に地域へ出向くような支援体制を検討します。

(2) 市民と行政の協働事業の推進

市民が市政に参加しやすい環境づくりのため、市政情報の周知に当たっては、「市民にわかりやすい」ということに重点を置くことを徹底するとともに、市ホームページ等を積極的に活用します。

また、公共サービスの様々な分野において、市民の意向を反映した効果的な協働の取り組みが行えるよう、市民から協働事業提案を受け、事業実施につなげる仕組みをつくりまします。

災害時応援協定など既に締結している協定の継続・充実を図るとともに、新たな分野でも連携・協働することで効果が得られる事業がないか、不断に事務事業の点検を実施します。

<2> 市民本位・市民起点の行政サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

行政コストと効果の両方を考慮しながら、市民の視点にたつて、便利で分かりやすい行政サービスの提供に努めます。また、親切で、迅速かつ適切な対応の徹底を図るなど、職員の接客改善等を全庁的な運動として引き続き取り組み、市民が親しみやすい市役所づくりを推進します。

そのために、「職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する」ことなど、地方公務員としての職務を再認識し、市民本位・市民起点の原点に立って職員の意識改革を推進します。

(2) 民間委託等の推進

事務事業の必要性および公と民との役割分担を見極める中で、市が事業主体として実施すべき業務であっても、「民間で実施するほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に民間委託を推進し、行政サービスの向上を図ります。また、指定管理者制度^{*}導入施設の拡充と、より効果的な運用に努めます。

あわせて、京丹後市が100%出資して設立した「京丹後市総合サービス株式会社」は、行政サービスを補完・代行する会社として発展させ、地域の雇用拡大、地域経済の活性化を図ります。

(3) 職員人材育成の充実

職員の資質向上と能力開発に努め、各種研修を充実し、意欲と行動力を持って地方分権型社会で活躍できる人材を育成します。また、人事評価制度を充実させ、職員の意欲や能力が職務に最大限に発揮できるような仕組みをつくり、組織の活性化および行政サービスの向上を図ります。

(4) 信頼される市役所づくり

市民との情報共有に一層努め、行財政運営の透明化を図ることにより、市民に開かれた市政を推進します。

また、不正な業務執行やミスの防止に努め、法令遵守、公務員倫理等の徹底を図り、市民に信頼される市役所づくりを推進します。

^{*}指定管理者制度：民間の能力を活用して公共サービスの向上と管理経費の削減を図ることを目的に、公の施設の管理を民間事業者等にさせる制度。平成15年の地方自治法改正により導入された。

＜3＞ 効果的で生産性の高い行財政運営の推進

（1）組織・機構のあり方

市民ニーズが高度化・多様化し、地方分権が進展する中で、職員数を考慮しながら、不断に組織の見直しを行い、効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制を構築します。また、市民局については、市民の利便性および行政の効率性を考えた体制整備を進めます。

組織機構については、政策執行の推進および行政サービスの提供において、的確な人数、適切な事務内容となっているかを検討し、その体制に応じた人員配置、事務の配分等を行います。

また、市民ニーズを把握しながら、社会情勢や多様な行政需要に対し、迅速かつ柔軟に対応できることを基本に、情報共有を一層推進し、トップマネジメントが有効に機能する機構を構築します。

行政関連施設（保育所、幼稚園、学校および病院等）は、市民ニーズ、利便性、民間活力の利用等を検証し、地域の十分な意見聴取と丁寧な説明により理解を得ながら、より効果的な運営および適正配置に努めます。

（2）職員定員等の適正化

一般行政部門（議会・監査委員・農業委員会部局を含む）および特別行政部門（教育委員会部局・消防本部）の定員については、積極的に定員の適正化に努めます。

職員定員の算定にあたっては、将来の京丹後市の行財政全般を見据えたうえで、行政事務のアウトソーシング[※]や組織を支える職員構造のあり方を検討して、財政の健全化と行政サービス向上の均衡を保ちつつ適正な定員を設定します。

また、職員給与については、国家公務員に準拠しながら業務の性格や内容を踏まえ、必要に応じて見直しを行い適正化に努めます。

（3）財政の健全化

①積極的な財源確保

財源の確保は継続的な課題であるため、税・料の収納強化、市有財産の売却および貸付等の有効活用を図るほか、新たな財源確保を積極的に推進します。また、地域産業の振興、企業誘致等による税源の確保にも努め、加えて、京都地方税機構による税の徴収業務を支援します。

②行財政運営のスリム化

普通交付税等の合併による特例加算の終了期限を間近に控え、歳入の減少に合わせた歳出規模の抑制が大きな課題であることから、事務事業の選択等による財政規模のスリム化が必要不可欠です。

そのため、行政の役割・責任を見直し、市民に理解と協力を得ながら、聖域を設けない事務事業の見直し、定員の適正化による人件費の削減、民間委託の推進、公共施設の統廃合を含めた総合的な見直しなど、徹底的な行財政運営の効率化と適正化を図り、平成32年度以降を踏まえた歳出規模抑制の道標を作成します。

③財政計画の策定と新地方公会計制度を踏まえた情報公開による透明性の向上

学校・保育所の耐震化と再編整備、環境衛生施設の老朽化対策等大型事業が山積する状況下において、中長期的な視点に立った財政計画を策定します。また、財政健全化法および新地方公会計制度改革に基づく財政の分析による健全化に取り組むとともに、市民にわかりやすい表現による情報公開を推進することにより、透明性の高い財政運営を推進します。

④予算システムの改革

財政状況が厳しくなる中、歳出規模抑制をより強固に推進するため、行政評価制度と予算編成との連携を図るとともに、従来の積み上げ方式の予算から成果重視の予算へと移行し、各部局が自主的に優先順位の決定や事業の見直しができ、効率的な行財政の運営が可能となるよう予算システム等の改革を検討します。

※アウトソーシング：業務委託、指定管理者制度、PFI など、外部に業務を委任することにより経費の適正化とサービスの質の向上・確保を図ること。

⑤地方公営企業等の経営健全化

上下水道事業および市立病院等の経営は、一般会計からの繰出金等市の財政運営に大きな影響を及ぼすため、その経営健全化は本市の大きな課題です。これら地方公営企業について経営の総点検を行い、事務事業の見直し、民間的経営手法の導入、収益増加への取り組み等により経営健全化を図ります。

(4) 事務事業の見直し

限られた予算の中で、市民サービスの維持・向上に留意しつつ、市民と行政の役割分担および有効性・公平性の確保の観点等から事務事業を見直します。

また、行政評価制度を充実させ、効果的に事務事業の見直しを進めることにより、効率的な行財政運営を図ります。